

国際ロータリー 第 2800 地区

ロータリー・リーダー研修書

(2020-2021年度版)

本書は、地区やクラブのリーダーとなられる方々の研修に資することを目的として、リーダーとして活躍するために必要と思われるロータリー知識をまとめたものです。

具体的には、国際ロータリー（R I）理事会の決定事項を納めたロータリー章典（2020年1月のR I理事会決定まで）の重要箇所を適宜意識した内容を中心に、（2800地区の全てのパストガバナーが可とすると思われる）2800地区における伝統的な考え方や施策などにも触れながら、項目毎に解説しました。

Rotary
District 2800



2018年12月1日 初稿、2020年2月20日 最終改訂
文責：DPG 鈴木一作

目 次

はじめに：前年度（2019-20）から既に変更となっている重要事項	4
第1部：ロータリーの基礎知識	5
●ロータリーの概要	5
●ロータリーとは？	6
① ロータリーの定義	
② ロータリーの奉仕哲学（奉仕理念、奉仕の理想、奉仕の理論）	
③ ロータリーの標語（Rotary Mottos）	
④ ロータリーの目的（The Object of Rotary）	
⑤ ロータリアンの行動規範	
⑥ 職業奉仕の森	
⑦ 決議23-34	
●国際ロータリー（R I）の定義と目的	11
●R I 理事会の任務	11
●R I は、何を目指しているか？（R I の戦略計画）	12
① R I の戦略計画の理念	
② 中核的価値観	
③ 戦略的優先項目と目標	
④ ビジョン声明	
⑤ 行動計画	
●地区の定義と目的	13
●ガバナーの定義と任務	13
●ガバナーの行動権限	14
●ロータリー地域リーダー	14
●地区リーダーシップ・プラン（D L P）	15
●ガバナー補佐の定義と任務	16
●I M（Intercity Meeting）	17
●危機管理	18
●その他	19
①ロータリー研究会	
②R I プロジェクト	
③ロータリープログラム	
④ロータリー学友	
⑤世界ネットワーク 活動グループ	
⑥ロータリー友情交換（R F E）	

第2部：クラブの運営	21
●互いの立場を踏まえた会長・幹事の協力で、クラブは活性化する	21
●クラブ会長エレクトの任務	24
●クラブ会長の任務	24
●クラブ幹事就任前の任務	25
●クラブ幹事（就任後）の任務	26
●My ROTARY の活用	27
●クラブの目的	29
●クラブ・リーダーシップ・プラン（CLP）	29
●クラブ戦略計画と年次目標	30
●クラブ研修リーダー	30
●ガバナー公式訪問	30
●クラブ協議会	31
●クラブの例会	31
●会員増強	35
●奉仕プロジェクト	35
●青少年の保護	37
●審議会	37
●クラブの委員会	38
●特別月間・週間・日	38
●標準ロータリークラブ定款と推奨ロータリークラブ細則の検討	39
第3部：地区の会合	40
●地区チーム研修セミナー	40
●会長エレクト研修セミナー（PETS）	40
●地区研修・協議会	41
●地区大会	42
●ロータリーの席次	43
第4部：地区の委員会	44
●地区委員会の任務	44
●地区委員会の具体的活動（各委員会共通）	45
1. クラブ奉仕委員会	46
2. ロータリー情報委員会	47
3. 会員増強委員会	48
4. 公共イメージ推進委員会	49
5. 職業奉仕委員会	49
6. 青少年奉仕委員会	50
7. RYLA 委員会	50
8. 青少年交換・学友委員会	51
9. インターアクト委員会	52
10. ローターアクト委員会	52
11. 米山奨学会・学友委員会	54
12. 社会奉仕委員会	54
13. 国際奉仕委員会	55
14. ロータリー財団委員会	55

はじめに：前年度（2019-20）から既に変更となっている重要事項

●会員構成

クラブは、多様性を推進するような均衡のとれた会員構成を必要とする（→ 参照：下記の職業分類）。

●クラブ財務報告

役員を選挙するための「年次総会」で、現年度の間接財務報告、および前年度の収支財務報告が必要。

●クラブ人頭分担金の増額

2020-21 年度の人頭分担金は、半年毎に 34.5 ドル（年間 69 ドル）。

2021-22 年度は、半年毎に 35 ドル（年間 70 ドル）。

2022-23 年度は、半年毎に 35.5 ドル（年間 71 ドル）。

●クラブ会長

クラブ会長は、後任者が選出されていない場合、1 年まで任期を延長できる。

●小人数のクラブ

会員数が 6 名未満となったクラブを終結とするよう、ガバナーは R I 理事会に要請できる。

●ローターアクトクラブ（RAC）（→ 詳細は P52～54 参照）

RACは国際ロータリーの加盟クラブとなる。会員年齢は 18 歳以上の青年（young adult）で、年齢上限なし。

人頭分担金は RAC 会員本人が支払う。RAC と提唱ロータリークラブとの関係は、運営上の変更はない。

RAC 人頭分担金の金額など、その他の詳細については P53 参照。

●衛星クラブの財務

衛星クラブの財務諸表は、監査または検査を受けることが必要。

●クラブの名称または所在地の変更通告期間の延長

クラブの名称または所在地の変更案は、その変更に関する投票が行われる少なくとも 21 日前までに、各会員とガバナーに提出することが必要。

●クラブの結成

地域にクラブを結成する際の職業分類の制約を廃止。地域に 1 つ以上の他のクラブが存在する場合も、その地域にクラブを結成することが可能。主にオンラインで活動するクラブの所在地は、全世界とするか、またはクラブ理事会が決定する。

●クラブの投票権

地区会費を支払い済みで、ガバナーの判断により地区に対して負債がないクラブのみが、R I 理事指名委員会の委員と補欠委員の選挙、ガバナーノ ミニーの選出、地区大会選挙人による投票に参加できる。クラブが投じることのできる票数は、7 月 1 日付のクラブ請求書の会員数に基づいて決定される。

●ガバナー対抗候補者の指名期限

有効な対抗候補者の指名をガバナーが受け取った場合、この対抗候補者の指名が 30 日間有効であるなら、候補者について郵便投票または地区大会での投票が行われる。

●副ガバナーがいない場合

ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいない場合、パストガバナーのみがガバナーの任務を行うことができる。

●地区の財務提出期限の延長

ガバナーを務めてから 1 年以内に、独立検査を受けた地区の年次財務表および財務報告書を地区内のクラブに提出し、クラブの承認を受ける。

以下の 2 つの重要事項は、クラブ細則で変更が可能（→ 詳細は P39 参照）

●メイクアップ

ロータリアンは、欠席した例会のメイクアップを同じロータリー年度内に行うことができる。

●職業分類

会員の職業分類上の人数制限が廃止され、特定の職業分類の適切な会員数をクラブが決定できる。

選挙または任命によって公職にある人は、その職務と関連する職業分類を使ってクラブに入会できる。

第1部：ロータリーの基礎知識

●ロータリーの概要

1905年、米国シカゴの弁護士ポール・ハリスと彼の友人3名が、一業種一人から成る職業人の集まりとして「相互扶助と親睦を目指すクラブ」を創立したことが起源。当初、集会場を会員各自の事務所持ち回り(ローテーション)で提供し合ったことから「ロータリー」の名がついた。

その後、同様なクラブが米国各地に誕生し、1910年に「全米ロータリークラブ連合会」を結成。さらにカナダやイギリスにも広がったことで、1912年に「ロータリークラブ国際連合会」と改称。1922年のロサンゼルス国際大会で「国際ロータリー(RI)」と改称され、現在に至る。

<国際ロータリー (Rotary International : RI) >

*年度：7月1日～翌年6月30日 (世界共通)

*事務局：米国イリノイ州エバンストンにある。

*200以上の国と地域に525の地区があり、それらの地区がさらに34のゾーンに分かれている。

35,969クラブ、会員1,211,673人

(2019年9月16日現在)

<RI理事会>

*RIの決議・執行機関

定員19名(会長、会長エレクト、他の理事17名)に、事務総長が幹事として加わる。

*ロータリー章典(RI理事会の決定事項が記載されている)

<日本と地区>

*日本には34の地区があり、3つのゾーンから成る。日本全体では、2,261クラブ、会員89,327人。

*山形県：ゾーン1Aに所属する第2800地区は、6つのグループ、クラブ数49。

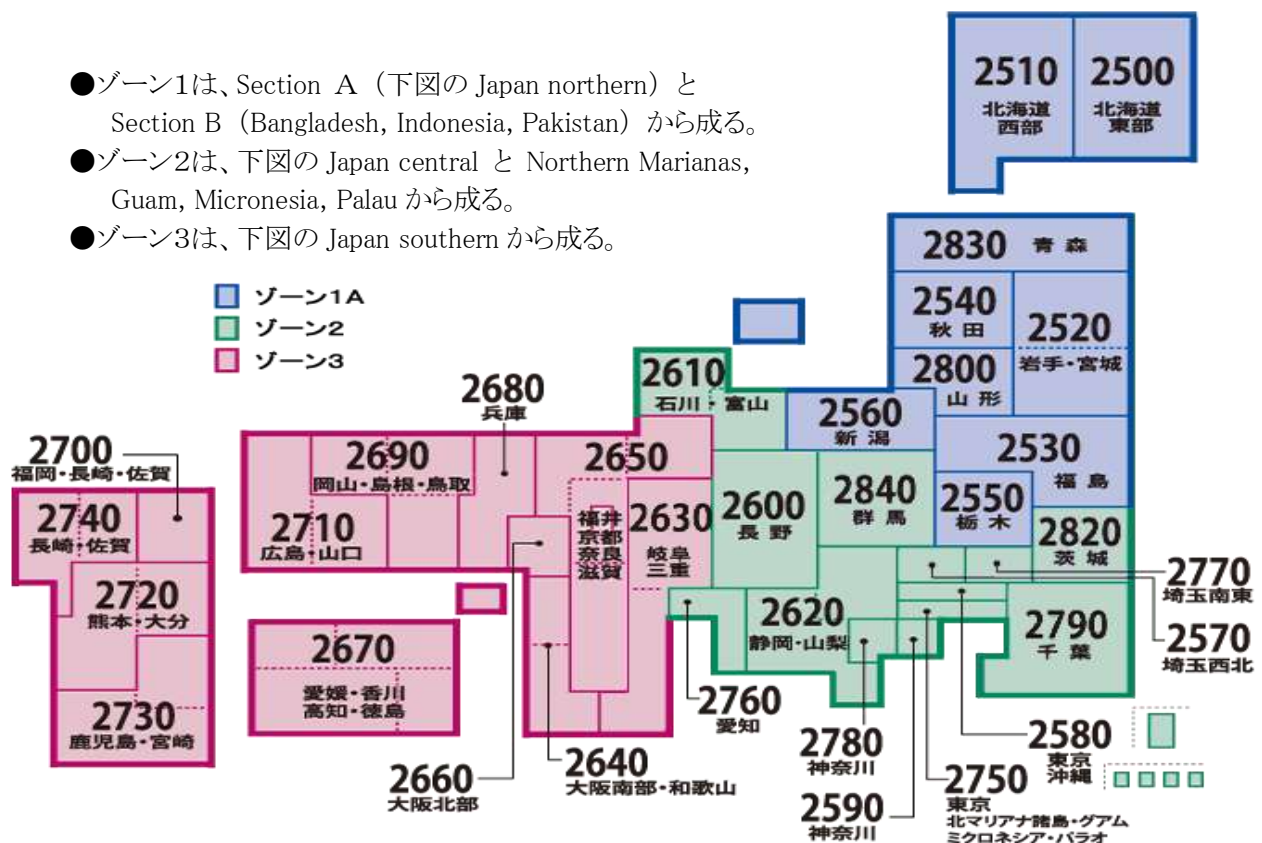
会員1,603人で、地区人口当たりの会員数では日本第2位。(2019年8月31日現在)

- ・第1グループ(ガバナー補佐1名):酒田市
- ・第2グループ(ガバナー補佐1名):鶴岡市、庄内町
- ・第3グループ(ガバナー補佐2名):天童市、東根市、村山市、新庄市、尾花沢市、最上町
- ・第4グループ(ガバナー補佐1名):寒河江市、大江町、河北町、西川町
- ・第5グループ(ガバナー補佐2名):山形市、山辺町、中山町、上山市
- ・第6グループ(ガバナー補佐2名):米沢市、長井市、南陽市、高畠町、白鷹町、小国町

●ゾーン1は、Section A (下図の Japan northern) と Section B (Bangladesh, Indonesia, Pakistan) から成る。

●ゾーン2は、下図の Japan central と Northern Marianas, Guam, Micronesia, Palau から成る。

●ゾーン3は、下図の Japan southern から成る。



●ロータリーとは？ ① ロータリーの定義

①ロータリーの根本は、利己と利他の心を上手く調和させる「超私の奉仕」という名の人生哲学である。それは、実生活上、実に道理にかなった「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という言葉を実践の原理・原則とした人生哲学である。 (1923年:決議 23-34 の1) <一部改編/要約>



②ロータリーは、人道的な奉仕を行い、あらゆる職業において高度の道徳的水準を守ることを奨励し、かつ世界における親善と平和の確立に寄与することを目指した、事業および専門職務に携わる指導者が世界的に結び合った団体である。 (1976年 RI 理事会決定)



③ロータリーは、事業、専門職務、地域社会のリーダーらによって構成され、親睦と寛容、個人の資質向上、事業の維持・発展に努めるとともに、家庭や仲間、職場、地域、国際社会における幸福の達成に寄与する「奉仕の心と実践」に満ちた立派なロータリアンを育てる世界的な団体である。

(Guy Gundaker のロータリーに対する考え方を参考に、最近のRIの方針を加味して作成した文書)

④ロータリーは、(1)ロータリアン同士の親睦を基盤に、(2)立派なロータリアンを育てながら、(3)価値ある奉仕を通じて、社会に貢献する世界的な団体である。

(これ以上は短くできない、ロータリーの定義)

「ロータリーとは？」と聞かれて決議 23-34 の1)を思い出す人は、かなりのロータリー通です。実際、「Rotary is」で始まる、数少ないロータリー公式文書の1つです。その内容は、上記の①の通りですが、公式和訳は分かりづらい内容なので、手直ししたものを提示しています(公式和訳と読み比べてください)。①は「ロータリーの内面」を表現したもので、ロータリアンなら誰もが知っておいて欲しい「ロータリー情報」と言ってもよいでしょう。

②の定義は良くできていると思いますし、一般市民に説明するのには役立つでしょう。そういう意味では、②は「ロータリーの外面」を表現したもので、「ロータリー広報」と言ってもよいでしょう。但し、個人的には、クラブ会員同士の親睦、会員の資質向上の2つが抜け落ちているのが残念です。

③は、次頁の「Guy Gundakerのロータリー観」を参考にしながら、クラブ会員同士の親睦、会員の資質向上についても言及した(私なりの)ロータリーの定義です。この③は、新入会員に、ロータリーを分かり易く、かつ過不足なく説明するのに役立つと思います。

④は、③をさらに簡潔にしたもので、これ以上は短く表現できないと思われる「ロータリーの定義」です。内容は、ロータリーの三要素「親睦(1)、学び(2)、奉仕(3)」を柱としています。言うまでもなく、(1)と(2)はクラブ運営(クラブ奉仕)そのものです。また、(3)の「価値ある奉仕」の中で最も重要なものは、もちろん職業奉仕です。

さて、ロータリーの発展に最も貢献した人物を一人だけ挙げるとすれば、Guy Gundaker の名を挙げる方は少なからずいらっしゃるでしょう。彼ほどロータリーを合理的に分析し、まとめあげ、冷静沈着に心熱く表現し、かつ後世に(特に日本に)多大な影響を残した人物はいないと思います。実際、決議 23-34 をはじめ、現在の「ロータリーの目的」にも、Guy Gundaker の言葉や考え方が色濃く反映されているのです。

【参考:国際ロータリー第2800地区HP ロータリーを学ぶ「Guy Gundakerから学ぶロータリー」】

<Guy Gundaker のロータリー観>

- ①一業種一会員制について：ロータリーから職種・業界に派遣された代表としての認識と義務と誇り
- ②ロータリアンについて：目標は、「人間性の向上」
- ③ロータリアンの仕事について：目標は、「事業・職種・業界全体の発展向上」
- ④社会について：目標は、「家庭、町、州、国、そして社会全体の向上」
- ⑤ロータリークラブは、上記①～④のための「訓練、学びの場」である。
- ⑥ロータリーの親睦(fellowship)とは、「ロータリーという苗木が成長するための土壌」であり、「ロータリーの志を共有し、強め高め合う仲間意識」である。
 ＊良き親睦こそ、ロータリーの理想達成に必要である。
 ＊知り合い(acquaintance)が友情(friendship)で繋がり、志を同じくする仲間(fellowship)となって、互いに切磋琢磨・協力し合い、ロータリーの理想達成を目指す基盤が、『ロータリーの親睦』である。
- ⑦ロータリーは、自分自身を、事業を、職種・業界を、そして社会全体を向上させる運動であり、その究極の目的は、世間から信頼・尊敬される素晴らしい真のロータリアンを育てることである。



「ロータリーは、時代の変遷によって変わらなくてはならない」という考えに異論はありません。しかし、変えてはいけないものの多くが、上記の「Guy Gundaker のロータリー観」にあると思います。

●ロータリーとは？ ② ロータリーの奉仕哲学（奉仕理念、奉仕の理想、奉仕の理論）

2010年6月以降、「ロータリーの奉仕哲学」＝「超我の奉仕という人生哲学」である。

<参考①>

これは、「決議 23-34 の1)」の内容そのものです。すなわち、ロータリーの奉仕哲学とは、「(実生活上、実に道理にかなった『最もよく奉仕する者、最も多く報いられる』という言葉を原理・原則とした、利己と利他の心を上手く調和させる) 超我の奉仕 という人生哲学」のことであるという意味です。

<参考②>

2010年4月の規定審議会で、『決議 23-34 の1)』を『ロータリーの奉仕哲学』として使用することを検討するよう理事会に要請する決議案 10-182 が可決されました。それを受けて、R I 理事会は同年6月に、『社会奉仕に関する1923年の声明』(決議 23-34)に定義される奉仕哲学は、現在、手続要覧とロータリー章典に含まれていることを確認したという決定を下しました。

このR I 理事会決定はまわりくどい表現ですが、要するに「手続要覧とロータリー章典では、決議 23-34 の1)の「超我の奉仕という人生哲学」を「ロータリーの奉仕哲学」と定義している」という意味です。

なお、奉仕哲学の他にも、奉仕理念、奉仕の理想、奉仕の理論などの表現がありますが、これらはどれも同義語と考えてよいでしょう。

●ロータリーとは？ ③ ロータリーの標語 (Rotary Mottos)

＊ロータリーの第一標語：Service above self (超我の奉仕)

＊ロータリーの第二標語：One profits most who serves best (最もよく奉仕する者、最も多く報いられる)

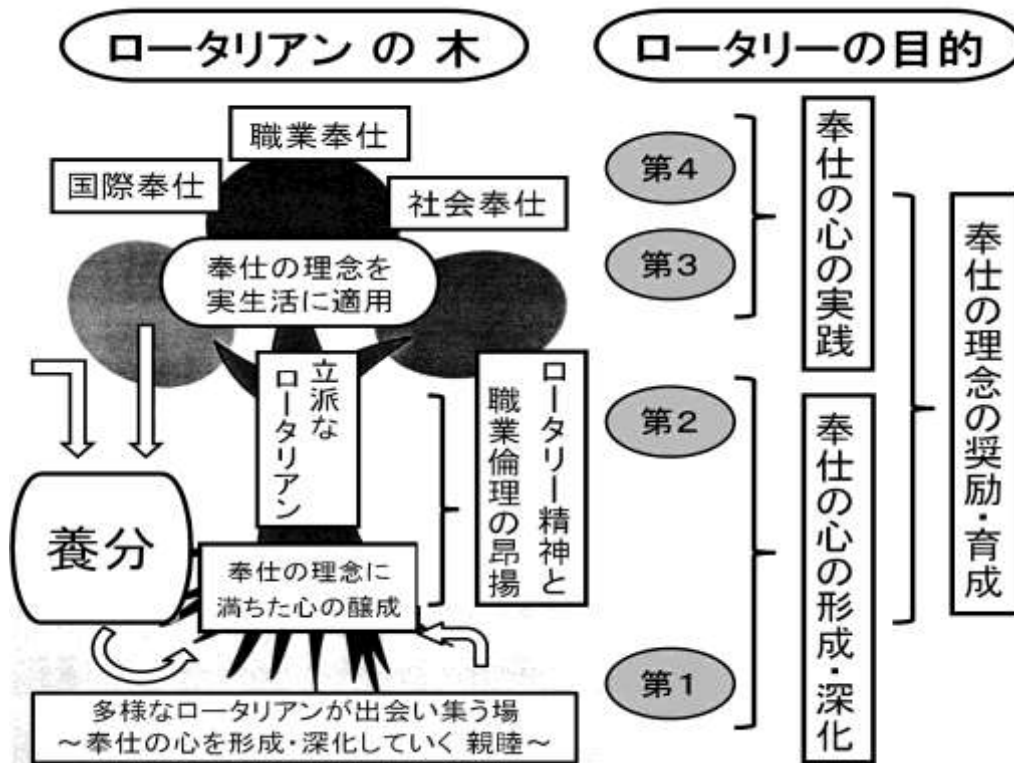
(2010年6月 R I 理事会決定 182号<一部改編>)

<参考>

第一標語は、ミネアポリスRCの第2代会長Benjamin Frank Collinsが1911年のポートランド大会で語った「Service, not self」が原型です(「Service not self」の説もある)。これは、「ロータリアン会員同士の相互取引を、会員以外にも拡大する」という意味で使われた言葉です。第二標語は、そのポートランド大会で採択されたArthur Frederick Sheldonの「He profits most who serves best」が原型です。

●ロータリーとは？ ④ ロータリーの目的 (The Object of Rotary)

ロータリアンとしての、またロータリークラブとしての、さらに地区や RI としての目的は、後述のように「ロータリーの目的」の推進・達成です。もちろん、ガバナーの任務も同様です。「ロータリーの目的」を理解するには、下図の「ロータリアンの木」で考えるとよいでしょう。



【出典：国際ロータリー第2800地区HP
ロータリーを学ぶ（鈴木一作）】

●ロータリーとは？ ⑤ ロータリアンの行動規範

ロータリアンとして、私は以下のように行動する。

- 1) 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
- 2) 取引のすべてにおいて公正に努め、相手とその職業に対して尊重の念をもって接する。
- 3) 自分の職業スキルを生かして、若い人びとを導き、特別なニーズを抱える人びとを助け、地域社会や世界中の人びとの生活の質を高める。
- 4) ロータリーやほかのロータリアンの評判を落とすような言動は避ける。
- 5) ロータリーの会合、行事、および活動においてハラスメントのない環境を維持することを支援し、ハラスメントの疑いがあれば報告し、ハラスメントを報告した人への報復が起こらないよう確認する

(2019年1月 RI 理事会決定 119号)

<職業奉仕における「ロータリークラブとクラブ会員の役割」>

職業奉仕は、ロータリークラブとクラブ会員両方の責務である。クラブの役割は、何度となく職業奉仕を実践してみせること、クラブ自身の行動に職業奉仕を応用すること、そして模範となる実例を示すこと、さらにクラブ会員が自己の職業上の手腕を発揮できるようなプロジェクトを開発することによって、職業奉仕の目標を実践し、奨励することである。一方、クラブ会員の役割は、ロータリーの原則に沿って自らの行動と職業を律すること、そしてクラブが開発したプロジェクトに応えることである。

(2014年1月 RI 理事会決定 88号)

●ロータリー とは？ ⑥ 職業奉仕の森

職業奉仕に対する考え方は、以下のように分類できます。

● 職業倫理

「職業倫理の昂揚が 尊敬と信頼を生み、事業は成功する」という考え方

● Arthur Frederick Sheldon の 奉仕理念

①「職業 = 社会への奉仕」という考え方

②「奉仕 = 継続的利益のための人間関係の基本（奉仕の理想・理念）」という考え方

～相手のニーズを最高に良く汲み取り、それを最高の形で満たすようにすること～

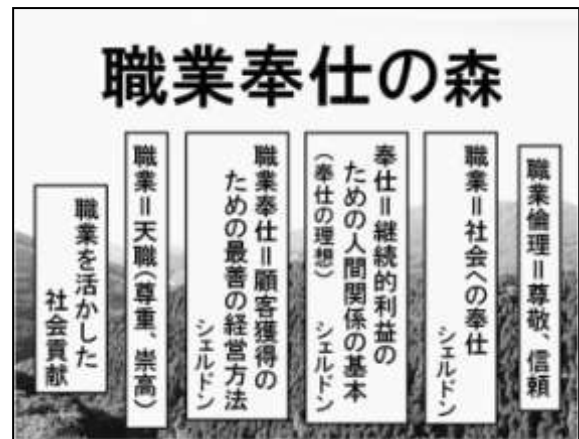
③「職業奉仕(business method) = 顧客獲得のための最善の経営方法」という考え方

～顧客奉仕の実践により、事業は成功し、かつ永続する～

● 職業 = 天職（尊重すべき、崇高な職業）

● 職業を活かした社会貢献

「自己の職業上の知識や手腕を活かした
社会貢献は、職業奉仕である」という考え方



<参考>

「職業奉仕は難しい」という声をよく耳にします。

理由は幾つかありますが、最大の理由は、職業奉仕を解説する人によって話す内容が違うからではないでしょうか？例えば、ある人は「職業倫理」を説き、ある人は「Sheldonこそが職業奉仕だ」と説くからです。

むしろ、職業奉仕は「1本の大木」ではなく、「1つの大きな森」として考えるべきではないでしょうか。

森は、高い所、低い所、陽のあたる所、あたりにくい所など、各々の場所で生えている木々が違います。ですから、高い所に生えている大木だけを説明しても、その森の全てを語ったことにはなりません。

それと同じように、職業奉仕に対する考え方は、歴史上、間違いなく幾つもあります。すなわち、職業奉仕という森には、異なる木々群6種類(上図)が、しかも互いに影響をしながら生い茂っているのです。ロータリーの職業奉仕を理解するには、上記の木々群全て、すなわち職業奉仕の森全体を対象に考えてみてはいかがでしょうか。

【参考：国際ロータリー第2800地区HP ロータリーを学ぶ「職業奉仕の森」】

<五大奉仕の公式定義>

RIが規定した五大奉仕(クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕)の公式定義は、標準ロータリークラブ定款(2019年)の第6条「五大奉仕部門」に明記されています。ロータリアンである以上、標準ロータリークラブ定款の内容は(改正されない限り)受け入れなくてはなりません。すなわち、五大奉仕について考える場合は、クラブ定款の第6条を根幹に置かなくてはならないということです。

なお、そこに記されている職業奉仕の公式定義(標準ロータリークラブ定款第6条2)にしても、上記の「職業奉仕の森」の木々群の内容が使われていることに気づかれることでしょう。

標準ロータリークラブ定款第6条2: 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

●ロータリーとは？ ⑦ 決議 23-34

<決議 23-34 のタイトル>

決議 23-34 のタイトルは、どの資料にも次のように記載されています。

- 「社会奉仕活動に対する方針
社会奉仕に関する 1923 年の声明」
*Policy Toward Community Service Activities
1923 Statement on Community Service*

しかし、上記は 1926 年に変更されたタイトルです。実際には、1923 年の制定時のタイトルは、

- 「本来の諸活動に対するロータリーの方針を再確認し、国際ロータリーとロータリークラブにおける今後の手引きとなる原則を定める件」
Resolution No.34, To reaffirm the policy of Rotary toward objective Activities and to formulate certain principles for the future guidance of Rotary International and of Rotary Clubs.

だったのです。もちろん、変更はタイトルだけで、本文内容の変更はありません。それだけに、初めて決議 23-34 を読んだ人は、「タイトルと内容の奇妙な違和感」を恐らく感じたことでしょう。それは、上述の理由によるものです。元々のタイトルなら、違和感はなかったはずですが。

<決議 23-34 の内容>

- 序文 ロータリーにおける(古典的な広義の)社会奉仕(Community Service)の定義を明記
- 第1 ロータリーの定義(超我の奉仕という人生哲学)を明記
- 第2 ロータリークラブの定義と役割を明記(ロータリアンの責務も明記)
- 第3 国際ロータリーの役割を明記
- 第4 ロータリー運動は、理論と実践が伴わなければならないことを明記
- 第5 クラブの自治権に関する権利と義務を明記 (R I は、これに一切干渉できないことを明記)
- 第6 クラブが団体的な奉仕活動を実践する場合の種々の制限を明記

<(古典的な広義の)社会奉仕(Community Service)>

上記「序文」の解説に記されている「(古典的な広義の)社会奉仕(Community Service)」について補足します。決議 23-34 の序文には、次のように記載されています。

ロータリーにおいて『社会奉仕』とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

1923 年当時、ロータリーは「家庭、職場、組織、地域、国」の全般に亘って奉仕することが「社会奉仕」という考え方でした。それが、「古典的な広義の社会奉仕」という意味です。要するに、現代人が考えるような(狭義の)社会奉仕(すなわち、地域社会奉仕)ではなかったということです。

この「古典的な広義の社会奉仕(=奉仕全体)」が、1927 年に四大奉仕に分割されました。すなわち、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕(=地域社会奉仕)、国際奉仕の四つです。

興味深いのは、「ロータリーの目的」の第3には、今も奉仕全体(古典的な広義の社会奉仕そのもの)が記されていることです。なお、決議 23-34 の序文の考え方は、1923-34 年度 RI 会長 Guy Gundaker の著書「A Talking Knowledge of Rotary」(1916 年)に詳しく記されていますので、参照してください。

【参考:国際ロータリー第2800地区HP ロータリーを学ぶ「決議23-34のタイトル」】

【参考:国際ロータリー第2800地区HP ロータリーを学ぶ「Guy Gundakerから学ぶロータリー」】

●国際ロータリー（R I）の定義と目的

<R Iの定義>

R Iは、全世界のロータリークラブおよびローターアクトクラブの連合体である。

(2019 国際ロータリー定款第2条)

<R Iの目的>

R Iの目的は、次の通りである。

- ① 「ロータリーの目的」を推進しているクラブ、ローターアクトクラブ、地区を支援すること。
- ② 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、管理すること。
- ③ R Iの活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

(2019 国際ロータリー定款第3条<一部改編>)

<参考> R Iの目的は、1923年(決議23-34)の時代から比べると、「指導性」が強調されています。

R Iは、次の目的のために存在する団体である。

- a) ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及。
- b) ロータリークラブの設立、激励、援助および運営の管理。
- c) 一種の情報交換所として各クラブの問題を研究し、また強制ではない有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図るとともに、社会奉仕活動の標準化を図る。

(1923年:決議 23-34 の3)<要約>

<活動に関するクラブの自治性>

- ①ロータリーの基本原則は、加盟クラブの実質的な自治である。
- ②クラブは、地元地域のニーズに応じて独自のプログラムを開発すべきである。クラブのために特定のプロジェクトやプログラムを提唱したり指示したりすることは、R Iのプログラムの範囲内ではない。
- ③R Iは、クラブに対する組織規定と手続きによる制限は必要最小限に留め、ロータリーの根本的かつ独自の特徴を保持する。その規定の範囲内において、クラブレベルではR Iの方針の解釈および実施に最大限の柔軟性が適用される。

(2016年4月R I 理事会決定157号)

●R I 理事会の任務

<R I 理事会の目的と任務>

R I 理事会は、

- ①「R Iの目的」（上記のR I 定款第3条）の推進
- ②「ロータリーの目的」の達成
- ③ロータリーの基本原則の研究と教育
- ④ロータリーの理想、倫理、独創的組織の保全
- ⑤ロータリーの全世界への拡大

という5つの目的の達成ために活動する。

理事会は、R Iの目的を果たすために戦略計画を採択し、規定審議会で報告する。
各理事は、担当ゾーンにおけるR I戦略計画の遂行について監督する。

(2019 国際ロータリー細則 5.010. <一部改編>)

<参考>

- *ポリオ撲滅が今後も国際ロータリーの対外的な最優先事項である一方、内部においては、会員増強が最重要事項であるという一貫したメッセージを確認する。
- *既存の会員資格に基づき、ロータリー全体の年齢、性別、民族、職業の多様性を高める。
- *地域社会におけるロータリークラブの認知度を高める。
- *新会員のオリエンテーションおよびメンタリング（個人指導）を強化する。

(2016年1月 R I 理事会決定104号<抜粋、一部改編>)

● R I は、何をを目指しているか？（R I の戦略計画：Rotary International Strategic Plan）

① R I の戦略計画の理念（Mission Statement）

国際ロータリーは、他者に奉仕し、高潔さを促進し、事業と専門職務および地域社会のリーダーの間の親睦を通じて世界理解、親善、平和を推進する。
(2009年11月 R I 理事会決定42号)

② 中核的価値観（Core Values）

R I 理事会は、国際ロータリーの戦略計画の一環として、「中核的価値観(奉仕、親睦、多様性、高潔性、リーダーシップ)」を採択した。
(2010年11月 R I 理事会決定38号<一部改編>)

< 「中核的価値観」がロータリーに占める位置 >

ロータリーは創設当初より、事業と専門職における高潔性を土台とする理念を築いてきた。ロータリークラブおよび個々のロータリアンは、職業奉仕に献身し、全ての取引において高い倫理基準を守るよう尽力する。これらは、「ロータリーの目的」と「中核的価値観」と「四つのテスト」と「ロータリアンの行動規範」に要約されるものであり、世界各地で活動するロータリークラブおよびロータリアンによって実行されている。
(2012年1月 R I 理事会決定158号)

③ 戦略的優先項目と目標（Strategic Priorities and Goals）：現在は、⑤行動計画 に変更

*** クラブのサポートと強化 → 会員増強・拡大とリーダー育成**

目標：クラブの刷新制と柔軟性の育成／多様な奉仕活動への参加奨励／会員基盤の多様性奨励／会員の勧誘・維持の改善／指導者の育成／ダイナミックな新クラブの結成／クラブと地区における戦略計画の立案奨励

*** 人道的奉仕の重点化と増加 → 持続可能な組織的奉仕活動の充実・推進**

目標：ポリオ撲滅／青少年や若きリーダーを支援するプログラムや活動に焦点を当てた持続可能な奉仕活動の活性化／ロータリー財団の6つの重点分野に焦点を当てた持続可能な奉仕活動の活性化／他団体との協力や繋がり向上／地元や海外で重要なプロジェクトの創造

*** 公共イメージと認知度の向上 → 積極的広報**

目標：イメージとブランド認知の調和／行動を主体とした奉仕の推進／中核的価値観の推進／職業奉仕の強調／クラブの奉仕活動やネットワーク作りの広報奨励

*** 財政的安定性および管理運営に関する効果の改善 → 財源の確保・増進・効率的活用**

目標：多様な収入源(協賛等)の開発および維持／経済不況時のプログラムや業務維持に役立つ R I と TRF の財務柔軟性の確保／理事会と管理理事に承認された運営準備資金の3年目標達成／戦略的成果の達成と組織効率性の最大化のためのボランティア、スタッフおよび資金の活用

(2016年4月 R I 理事会決定38号<一部改編>)

④ ビジョン声明

R I 理事会は以下のビジョン声明を採択した。
私たちは、世界で、地域社会で、そして自分自身の中で、持続可能な良い変化を生むために、人びとが手を取り合って行動する世界を目指しています。
(2017年9月 R I 理事会決定24号)

< 参考 >

上記のビジョン声明は、「社会の発展、ロータリアンの成長、世界平和を目指す」という内容と理解すれば良いでしょう。R I が目指すのは、このビジョン実現に向けて活躍するロータリアン、すなわち「世界を変える行動人」であり、その実現のために立案された新しい計画が、次の「行動計画」です。

⑤行動計画（ロータリーの戦略的優先事項と目的）： 2020年～2024年 の 5年間

***より大きなインパクトをもたらす(効果的、効率的、集中的、印象的な事業と広報)**

- ①効果的で効率的、印象的な奉仕プロジェクト
 - ・対象:焦点を絞り、集中的な力の結集(ポリオなど、ロータリー財団のプロジェクトを活用)
 - ・技能:各自のスキルの活用
 - ・協力:ネットワークの構築と活用
- ②成果の効果的な広報

***参加者の基盤を広げる（より多様な会員を勧誘）**

- ①ロータリーの価値や実績の広報 ②体験や感動(例会、奉仕プロジェクト)へ招待
- ③ローターアクターへの働きかけ ④他の組織や団体とのパートナーシップ構築

***参加者の積極的な かかわり を促す（ニーズに応え、絆を強める）**

- ①会員のニーズは何か？
 - ・ロータリーでの交流、学び、体験、達成感 ・リーダーシップ育成とスキル研修
- ②地域社会のニーズは何か？
 - ・ロータリアンの地域活動への参加と交流 ・地域から喜ばれる奉仕プロジェクト

***適応力を高める（変化する世界への迅速な適応:挑戦、多様性、柔軟性、持続可能性、合理化）**

- ①斬新で独創的で合理的なアイデア → ロータリーの強化
- ②多様で柔軟、持続可能なクラブ運営 → 例会の回数・時間帯・場所・内容、会員の種類、会費、委員会構成などの多様化と合理化

●地区の定義と目的

地区とは、R I 理事会によって設けられた地理的な境界内にあるロータリークラブの集まりである。
地区の目的は、「ロータリーの目的」を推進しているクラブを強化し、支援することである。

(2018年4月 R I 理事会決定 160号<一部改編>)

<地区の規模>

- ①すべての地区は、少なくとも75クラブ、2,700名の所属ロータリアンを擁するよう奨励されている。
- ②RI理事会は、クラブ数が100を上回る地区、あるいはロータリアンの数が1,100名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる。 (2018年4月 R I 理事会決定 160号<一部改編>)
- ③会員数 20 名以下のクラブが近接する場合、合併が推奨される。 (2013年10月 R I 理事会決定 31号)

●ガバナーの定義と任務

ガバナーは、その地区において、R I 理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うR I の役員である。

ガバナーの任務は、地区内のクラブに対する指導および支援を行うことで、「ロータリーの目的」を推進することである。そのためには、地区およびクラブの指導者と協力し、R I 理事会が提唱する地区リーダーシップ・プラン(DLP)のもとに、地区内のクラブを啓発して意欲を与えるものとする。さらに、クラブが効果的に運営されるよう育成するために、元・現・次期地区指導者と協力して、地区の継続的運営に努めることが肝要である。



(2019 国際ロータリー細則 16.030 <一部改編>)

＜ガバナーの最重要任務＞

ガバナーの任務を一言で述べれば、「ロータリーの目的」の推進・達成です。「ロータリーの目的」こそが、ロータリー、R I、R I 理事会、地区、ガバナー、そしてクラブにとって最重要という点を認識してください。なお、ガバナーの具体的な任務については、国際ロータリー細則 16.030.節の後半に列挙されています。

●ガバナーの行動権限

ガバナーはR I 組織規定とR I 細則ならびにロータリー章典に規定されている行動のみを行う権限を有する。
(2016年9月R I 理事会決定74号＜一部改編＞)

＜地区の決議機関＞

クラブにしてもR I にしても、決議機関は理事会です。したがって、クラブ会長といえどもクラブ理事会の決定には従わなければならないのと同様、R I 会長もR I 理事会の決定には従わなければなりません。

ところが、地区には理事会がありません。つまり、地区では(R I 理事会の通常の指揮、監督の下に)ガバナーが最終的な決定を下すということです。それだけに、ガバナーは、地区やクラブが効果的に運営されるよう、パストガバナーや諮問委員会に意見や助言を求めることは大切です。また、地区の継続的運営を確保するため、直前ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーと相談する必要もあります。さらに、地区委員会やガバナー在籍クラブ、何よりも地区内のクラブとロータリアンからの信頼と協力が得られるよう、誠実で責任ある行動と寛容な態度、高い見識、そして多少のユーモア等も求められます。ガバナーは、これらも重要な任務であることを心しながら、日々精進に努めなければならないのです。

＜地区戦略計画におけるガバナーの責任＞

ガバナーは、ガバナーエレクトおよびガバナーノミニーと相談の上、地区戦略計画の立案、実施、見直しをする。
(2016年9月理事会決定49号)

＜パストガバナーの助言や行動＞

パストガバナーの助言や行動により、ガバナーの権限や責務が少しでも損なわれたり、妨げられたりするようなことがあってはならない。
(2015年1月理事会決定118号)

＜名簿の取り扱い＞

名簿を発行しているクラブや地区は、ロータリアン以外の者に配布しないこと、また営利目的の郵送名簿として使用してはならない旨の注意書きを、その名簿の中に明記しなければならない。
(2004年11月理事会決定59号)

＜ガバナー公式訪問＞

第2部：クラブの運営「ガバナー公式訪問」の項目を参照

＜クラブレベルの研修に対するガバナーの責務＞

第2部：クラブの運営「ガバナー公式訪問」の項目を参照

＜クラブ会長が特に留意すべきこと（ガバナーが特に指導または確認すべきこと）＞

第2部：クラブの運営「クラブ会長の任務」の項目を参照

●ロータリー地域リーダー

ロータリー地域リーダーとは、ロータリー財団地域コーディネーター（RRFC）、ロータリーコーディネーター（RC）、ロータリー公共イメージコーディネーター（RPIC）、恒久基金／大口寄付アドバイザー（EMGA）を指す用語である。
(2018年6月理事会決定172号＜一部改編＞)

* PETS、地区研修・協議会、地区セミナーなどで、ロータリー地域リーダーからの協力支援が可能です。

●地区リーダーシップ・プラン（District Leadership Plan <DLP>）

＜地区リーダーシップ・プラン(DLP)の目的：ガバナーとガバナー補佐の任務を明確化＞

すべての地区は、地区リーダーシップ・プラン(DLP)を開発し、採択するよう義務づけられている。DLPの目的は、ガバナーから任命されたガバナー補佐がクラブ運営に関連した管理業務を遂行して、ガバナーが以下の責務に専念する時間が持てるようにすることである。

(2015年1月 R I 理事会決定118号<一部改編>)

＜ガバナーが専念すべき責務＞

- ①地区の現状と課題を把握し、地区の将来に向けた地区戦略計画を立案して、地区内のクラブの長期的な発展に取り組む。
- ②会員の入会と参加促進(興味を引きつけ、関わり合うことなど)の重要性を強調する。
- ③クラブと地区の活動やプロジェクトに参加するよう、ロータリアンの意欲を喚起する。
- ④ロータリー財団セミナーや財団プログラムへの参加を奨励するとともに、財団の表彰プログラムを通じて財団への財政支援を奨励する。
- ⑤表彰等を通じて、個々のロータリアンの功績を称賛する。
- ⑥国際ロータリー細則16.030.節に掲げられている任務を遂行する。

(2015年1月 R I 理事会決定118号<一部改編>)

＜地区リーダーシップ・プラン(DLP)に含まれる必須事項(構成要素)＞

- * ガバナー補佐、地区研修リーダー、地区委員会、クラブ・リーダーシップ・プラン(CLP)などの用語(が、DLPの中身に使用されていること)
- * ガバナー補佐、地区研修リーダー、地区委員会委員、クラブ指導者の明確な責務と任務
- * ガバナーが委任することのできない任務や責務(具体的には、上記の「ガバナーの専念事項」)
- * クラブがクラブ・リーダーシップ・プラン(CLP)を施行する上で、地区が担うべき支援・計画
- * 地区委員会が、地区内の指導層の継続性を確保したものであること

(2015年1月 R I 理事会決定118号<一部改編>)

＜上記の「地区委員会が、地区内の指導層の継続性を確保したものであること」の意味＞

* 現職の地区ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーは、以下の項目について一致した見解に達するべきである。

- a. 地区の戦略計画
- b. 任期が1年を超える地区役職の任命
- c. 期間が1年を超える地区奉仕プロジェクト

(2015年1月 R I 理事会決定118号)

＜地区委員会＞

第4部：地区の委員会「地区委員会の任務」の項目を参照

＜クラブの目的＞

第2部：クラブの運営「クラブの目的」の項目を参照

＜機能しているクラブとは？＞

第2部：クラブの運営「クラブ会長エレクトの任務」の項目を参照

＜クラブ・リーダーシップ・プラン(Club Leadership Plan <CLP>)＞

第2部：クラブの運営「クラブ・リーダーシップ・プラン」の項目を参照

＜クラブ戦略計画と年次目標＞

第2部：クラブの運営「クラブ戦略計画と年次目標」の項目を参照

●ガバナー補佐の定義と任務

ガバナー補佐はガバナーエレクトにより任命され、指定されたグループのクラブ（4～8クラブが推奨されている）の運営に関して、ガバナーを補佐する責務を担う。

1. 就任前の責務

- ①各クラブにおいて、「クラブ・リーダーシップ・プランの推進・実施・見直し」および「クラブの目標」や「クラブの長期計画」などについて、次期クラブ会長と協議する。
- ②各クラブに、ロータリークラブ・セントラルへの「目標」と「目標の達成状況」の入力を奨励する。
- ③次期クラブ会長と、ガバナー公式訪問の計画および日程について調整協議する。
- ④その他
 - * 各クラブの地区研修・協議会直後のクラブ協議会に出席し、必要に応じて指導助言する。
 - * 各クラブが最新版の標準クラブ定款を採用し、クラブ細則も適正であることを確認する。問題があれば、指導助言する。（→ P39参照）
 - * 地区目標の設定、地区委員会の選考などについて、次期ガバナーを補佐する。

2. 就任後の責務

- ①各クラブを定期的に訪問（特にクラブ協議会には同席）し、クラブの活動等について協議する。特に、ガバナーの公式訪問前と訪問時に開かれるクラブ協議会には必ず出席する。
- ②ガバナーに、各クラブの活動進捗状況を知らせる。
- ③地区の様々な活動に参加するとともに、すべての研修セミナーに出席する。
- ④地区大会をはじめとした地区会合および国際会合に出席するとともに、各クラブに対してこれらの会合への出席を推進する。
- ⑤次期のガバナー補佐および地区委員会委員を推薦する。
- ⑥その他
 - * 地区委員会と協力して、クラブにおける研修の調整を図る。
（適切な例会卓話者の推薦、新入会員の研修セミナーへの協力、等々）
 - * クラブが定期的に会員情報を更新していることを確認する。
 - * クラブが納入義務金を期日までに支払っていることを確認する。
 - * 地区リーダーシップ・プラン、クラブ・リーダーシップ・プラン、および該当するR I オンラインツールおよびリソースを推進する。

（2015年1月 R I 理事会決定148号<一部改編>）

（地区を成功に導くリーダーシップ（ガバナー補佐編）2019-21<一部改編>）

<ガバナー補佐の人選>

- ①少なくとも3年間、名誉会員以外の身分で地区内クラブに所属している瑕疵なき会員であること。
- ②クラブ会長を全期務めた経験があること、または創立日から6月30日までの全期間（最低6カ月）を通してクラブの創立会長を務めた経験があること。
- ③ガバナー補佐の責務を受諾する意思と能力があること。
- ④クラブおよび（または）地区レベルで、卓越した業績を上げていること。
- ⑤将来の地区リーダーとして有望であること。
- ⑥その他

- ・ガバナー補佐は毎年任命され、1年の任期を3期務めることができる。また、最後の1年の任期から2年後に、さらに1年の任期を3期務めることができる。
- ・パストガバナーをガバナー補佐に任命しないことが推奨されている。
- ・地区は、ガバナー補佐に提供される資金の支援について決定する責任がある。

（2015年1月 R I 理事会決定148号<一部改編>）

<クラブ協議会>

第2部：クラブの運営「クラブ協議会」の項目を参照

● I M (Intercity Meeting) とは？

< I Mの定義と由来 >

I Mとは、Intercity Meeting(インターシティー・ミーティング)の頭文字で、近隣都市の複数のクラブで実施する都市連合会またはクラブ連合会のこと。元々は、1950年代にR I が推奨したロータリー情報・教育のためのプログラムで、Intercity and Club General Forums(ICGF)と呼ばれていたが、1984年より呼称がI Mに変更された。

(なお、日本では今もIMを実施する地区が多いですが、現在はRIからの開催推奨はありません)

< I Mの運営 >

I Mは、R I による開催推奨はなくなっていますが、全国的には今でも様々な形式で実施されています。例えば、ホストクラブ主催(企画運営)による数クラブ合同例会という形式を採用している地区もあります。ここでは、I M本来の目的、テーマ、形式、役割分担などについて解説します。

① I Mの目的

I Mの目的は、近隣都市の複数クラブにおける会員相互の親睦を深め、かつ「ロータリーの目的」に関係するテーマを会員同士が探求討論し合うことによって得られるロータリー情報を通じて、立派なロータリアンを養成することである。

(My friend : ロータリー情報 1996年: <一部改編>)

② I Mのテーマ：「ロータリーの目的」に関するもの、または繋がるようなもの

具体的なテーマとしては、「奉仕の理念(理想)」、「クラブ奉仕」、「職業奉仕」、「社会奉仕」、「青少年奉仕」、「国際奉仕」、「ロータリーの親睦」、「R I テーマ」、「地区目標」、「会員増強」、「ロータリーの公共イメージ向上」などに関連するもの、または繋がるようなもの。

③ I Mの形式

- 【推奨形式】** 主催者(通常はガバナー)による開会点鐘
- + ロータリーソング、開会挨拶など
 - + 基調講演(または、パネルディスカッション)
 - + 各テーブルでの討論とテーブル発表(または、パネラーと会場との討論会)
 - + 主催者による総括および閉会点鐘(閉会点鐘は、懇親会終了後でも可)
 - + 懇親会

④ I Mにおける本来の役割分担

- * I Mの主催者(I Mリーダー) : ガバナー
- * I Mの招集者 : ガバナーとガバナー補佐の連名
- * I Mの企画運営責任者 : ガバナー補佐
- * I Mの具体的な企画運営 : I M実行委員長
- * I Mの所感(省略可) : ガバナー補佐
- * I Mの総括と点鐘 : ガバナー(欠席の場合は、ガバナー補佐)

● 本来は上記の役割分担が正式ですが、最近では地区やグループによって様々です。

< 最近、しばしば見られる役割分担 >

- * I Mの主催者(I Mリーダー) : ガバナー補佐
- * I Mの招集者 : ガバナー補佐
- * I Mの企画運営責任者 : ガバナー補佐
- * I Mの具体的な企画運営 : I M実行委員長
- * I Mの所感(省略可) : 来賓代表(ガバナーなど)
- * I Mの総括と点鐘 : ガバナー補佐

●危機管理

地区会合、募金活動、青少年活動など、あらゆる活動で危機管理を行い、ロータリアンの間に危機管理に対する意識を高めることは、ガバナーの責務です。

ここで言う「危機管理」とは、起こりうる損失を事前に想定し、そのような損失による賠償責任を最小限に抑えるための事前策を講じることを意味します。具体的には、以下の5点です。

- ① 「どのような問題が起こり得るか」という問いに留意して、活動計画を立案する。
- ② リスクが少なくなるように、活動やイベントの内容を調整する。
- ③ 書面による契約書や同意書を用いることで、全当事者の役割と責務の明確化を図る。
(法的文書の作成と確認にあたっては弁護士と相談する)。
- ④ 起こり得る事故や事件に対して、あらかじめ必要な方針と手続きを定め、これに従う。
- ⑤ 起こり得る事故や事件に対して、旅行保険や賠償保険などを手配する。

事前の十分な危機管理によって、損失による影響を最小限に抑えることができます。ロータリアン、プログラム参加者、地区資産を守るために、ガバナーは地区の危機管理委員会規定に精通しているとともに、クラブと地区に対して危機管理の重要性と対応について伝えておかなければなりません、

(地区を成功に導くリーダーシップ ガバナー編 2019-21<一部改編>)

<地区の危機管理委員会>

危機管理委員会の規定内容について、ガバナー、地区幹事、地区の関連委員会メンバーは精通しておくべきである。また、ガバナーは、クラブに対しても規定内容を伝えておく必要がある。

<ロータリー活動中の事故や事件が起きた場合の対応> 重要

- ① 被害者の救助および事故・事件の内容把握
- ② 適切な機関(消防、警察、児童保護局など)への報告
- ③ 事故・事件の内容次第では、ガバナーおよび危機管理委員会へ早急に報告
(被害者が青少年の場合なら、必ず報告)
- ④ 事故・事件の内容次第では、危機管理委員会は報告受理後 72 時間以内にRIへ報告
(被害者が青少年の場合なら、必ず報告)
- ⑤ 補償その他の事態解決のための措置、検討事項などについては、
あらかじめ定められた方針と手続きに従って実行

<青少年に対するハラスメントなどの事態が起きた場合の対応> 重要

- ① 被害者からの申し立てを成人(同クラブのカウンセラーなど)が受理
- ② 同成人による、指針に基づいた内容の聴取
- ③ 被害者の安全確保・保護
- ④ ガバナー、危機管理委員会および適切な機関(児童保護局、警察など)へ早急に報告
- ⑤ 危機管理委員会は、申し立て受理後 72 時間以内にRIへ報告
- ⑥ 事態解決のための措置、申し立て報告後の検討事項、クラブ内での対応などについては、
あらかじめ定められた方針と手続きに従って実行

<青少年と接する際の行動規範に関する声明>

第2部：クラブの運営「青少年の保護」の項目を参照

<重要：青少年(未成年)の旅行および宿泊>

第2部：クラブの運営「青少年の保護」の項目を参照

●その他 ①ロータリー研究会

R I 理事会は、R I ゾーンの元・現・次期R I 役員の情報提供のための年次会合の重要性を強く認めている。事務総長は、ロータリー研究会の招集者に対し、支援および研修を提供するものとする。
(2010年6月理事会決定182号<一部改編>)

●その他 ②R I プロジェクト

R I は、「ロータリーの目的」を推進し、参加クラブとロータリアンの協同の取り組みによって有益な結果が得られると思われるプログラムやプロジェクトを推奨することができる。
(2017年1月 R I 理事会決定87号<一部改編>:1979年5月 R I 理事会決定345号を改正したもの)

***新しいR I プロジェクト**

ポリオプラス・プログラムが成功裏に完了するまで、いかなる他の組織全体のプロジェクトも検討されない。
(2017年1月 R I 理事会決定87号 :1997年7月 R I 理事会決定36号を改正したもの)

●その他 ③ロータリープログラム

以下の「ロータリープログラム」は、R I 理事会がクラブと地区のために認定している組織的な活動である。(第2800地区では、下記の1234および67が活動している)

1. インターアクト (I A C)
2. ローターアクト (R A C)
3. ロータリー青少年指導者養成プログラム (R Y L A)
4. ロータリー青少年交換
5. 新世代交換
6. ロータリー地域社会共同隊 (R C C)
7. ロータリー友情交換
8. 国際共同委員会

(2017年1月 R I 理事会決定87号<一部改編>)

●その他 ④ロータリー学友

<ロータリー学友の定義>

ロータリー学友は、ロータリーファミリーの貴重な一員である。学友は、ロータリーの価値観を共有し、ロータリープログラムの元参加者として際立つ存在である。ロータリー学友とは、以下を含む(ただしこれに限らない)各種プログラムを通じてロータリーに参加した経験のある人を指す。

- | | | |
|-----------------------------------------|--------------|-----------------------------|
| * インターアクト | * ローターアクト | * ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA) |
| * ロータリー青少年交換 | | * 新世代奉仕交換 |
| * ロータリー平和フェロシッパ | | * 職業研修チーム (メンバーとリーダー) |
| * 地区補助金による奨学金プログラム | | * グローバル補助金奨学金プログラム |
| * 個人に補助金/奨学金を授与する、以下のようなロータリー財団の旧プログラム: | | |
| ・国際親善奨学金 | ・大学教員のための補助金 | |
| ・研究グループ交換 | ・ロータリーボランティア | |

(2014年10月 R I 理事会決定38号)

<ロータリー学友会>

ロータリー学友会は、奉仕と親睦を追求するために結成されるグループである。学友会の主な目的は、国際ロータリーおよびロータリー財団との共通の絆を共有する人々が、友情、親睦、奉仕を深めることである。ロータリー学友会は、財政面、管理運営面、またその他の面においても、自立していなければならない。
(2015年1月 R I 理事会決定117号)

●その他 ⑤世界ネットワーク活動グループ

以下の2つの「世界ネットワーク活動グループ」は、世界的な規模で奉仕または共有する関心事項に焦点を当てて組織された、R I 理事会が認定しているロータリアンの組織である。

(2017年1月 R I 理事会決定87号<一部改編>)

1. ロータリー行動グループ

ロータリー行動グループは、地域社会の発展および人道的奉仕の大規模なプロジェクトの計画と実施において、ロータリークラブ、地区、および多地区合同活動に援助と支援を提供することにより、ロータリーの目的を推進することを目的とした、ロータリアン、プログラム参加者、学友およびロータリアン以外の人などで結成する団体である。

<参考>

都市部の関心事項に関するロータリー行動グループは、犯罪、失業、薬物濫用、ホームレスなどの問題に取り組むため、世界中で率先していくことを目的としている。ロータリー行動グループはR I の方針に従って運営されているが、R I の代理機関ではなく、R I が管理を行うものでもない。

(2019年1月 R I 理事会決定115号<一部改編>)

2. ロータリー親睦活動グループ

ロータリー親睦活動は、共通の関心事、職業、またはレクリエーションの活動を軸に、交流と友情を深めるという主な目的のために世界中から結束したロータリアン、その家族、ローターアクター、プログラム参加者、および学友のグループである。親睦活動グループは、RIから独立して運営されなければならないが、ロータリーの標章の使用を含め、R I の方針に従わなければならない。親睦活動グループは、R I を代行したり、代表したり、またはR I の代わりに行動する権限を持っていると暗示してはならない。親睦活動グループはR I の代理機関ではなく、財政的にも管理的にも、その他の面においても自立していなければならない。

(2018年6月 R I 理事会決定177号<一部改編>)

●その他 ⑥ロータリー友情交換（R F E : Rotary Friendship Exchange）

ロータリー友情交換は、1988年に理事会で採択された国際ロータリーの常設プログラムで、参加するロータリアンとその家族、およびその友人が国際的に互いに受入れと訪問を行う機会を提供する。

交換の目標は、新たなつながりと友情を育み、可能であれば協力して奉仕プロジェクトを行うための基礎を築きながら、参加者が異文化に馴染み、異文化を体験し、国際理解を深め、または職業に就いたばかりの参加者には職業上の技能を高めることにある。

*ロータリー友情交換の特徴

- ・相互に訪問し合い、費用は参加者および該当地区が全額負担する。
- ・ロータリアンとその家族、およびロータリアンではない人が参加できる。
- ・明確な目的と目標（職業を中心とした交換、文化を中心とした交換、奉仕を中心とした交換、双子クラブまたは奉仕パートナー関係の確立など）がある。

*ロータリー友情交換に関与する地区は、以下の要因を考慮すべきである。

- ・地区は、交換により達成される明確な目的および目標を示すべきである。
- ・地区は、受入旅程案を作成し、ロータリアンの自宅または他の宿泊施設など、受け入れチームメンバーの宿泊計画に説明を添えて提示するべきである。
- ・地区は、言語、文化、その他適切なテーマを含め、派遣チームメンバーの準備とオリエンテーションの包括的計画を提示するべきである。所用時間は12時間未満とする。
- ・地区は、関心を持つ参加希望者がいれば交換を手配できるよう、担当委員長のEメールリストなどを通じて援助する責務がある。
- ・参加者に未成年がいる場合は、「青少年の保護規定」に従うこと。

(2017年1月 R I 理事会決定87号<一部改編>)

第2部：クラブの運営

互いの立場を踏まえた会長・幹事の協力で、クラブは活性化する

(文責：安孫子貞夫DPG、鈴木一作DPG)

1. 幹事は、クラブの要(かなめ)である

上記の言葉は、幹事がクラブにとって如何に重要であるかを端的に表現しています。幹事はクラブ内、地区、RIなどに対する事務的な処理をするのが仕事の大部分と思われるがちですが、それらは幹事という立場上、当然付随する仕事の一部に過ぎません。

大事なことは、幹事はクラブ運営における執行面の代表役員(中心的役割を担う役員)として、例会や理事会、その他の諸活動が「ロータリーの目的」、「クラブ定款・細則」をはじめとしたロータリーのルールに沿って正しく行われているかどうかを見定め、かつ適切な指導と運営に心がける最高責任者であるということです。

最近、クラブの運営や諸活動を前例踏襲で安易にすまそうとする傾向がある中で、リーダーとしての指導性が希薄になり、自らの管理能力や気配り能力を高めることに消極的な理事・役員が少なくないようです。そういう現況だからこそ、幹事のクラブ運営に取り組む真摯で誠実な姿勢、そして確実で献身的な仕事ぶりが重要なのではないのでしょうか。なぜなら、そうした幹事の姿こそが、後輩の育成、クラブの伝統に繋がるからです。幹事は、クラブの要(かなめ)なのです。

2. クラブの役員と理事

ロータリークラブにおける「役員」とは、クラブ内で特定の指導的役割を担う人のことです。一方、「理事」はクラブ運営について話し合い、その議決(多数決)に参加する人のことです。いずれも、クラブ細則で定められた選挙によって選ばれます。

理事会は「理事会メンバーと規定された役員」と「理事」によって構成され、その両者ともに理事会の議決に参加します。「理事会メンバーと規定された役員」は、議決に参加する以上、理事の任務も兼ねているということ です。

クラブの役員は、「会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計、会場監督」の6人です。会場監督以外の役員は、全員が自動的に理事会メンバーとなります。したがって、理事会の構成には、少なくとも「会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計」の5人の役員が必要です。なお、副会長を役員に含めることもできますが、その場合は副会長も自動的に理事会メンバーとなります。また、細則で定めれば、役員である会場監督を理事会メンバーとすることもできます。

会員数が多いクラブでは、「副会長は役員」とし、細則で「会場監督は理事会メンバー」と定めている場合もあるでしょう。その場合は、「会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計」および「副会長、会場監督」の合計7人の役員が理事会メンバーになります。

理事の人数は細則で定めませんが、理事を置かずに、上記の「理事会メンバーと規定された役員」だけで理事会を構成することも可能です。また、クラブに副会長を置かないこと(役員でも理事会メンバーでもないこと)も可能です。会員数の少ないクラブでは、参考にしてください。

一般的には、理事はクラブ管理運営委員長、公共イメージ委員長、財団委員長、奉仕プロジェクト委員長などの役職を兼務する場合があります。もちろん、役職を兼務しなくても構いません。

いずれにしても、役員はクラブ運営の指導的役割を担うクラブ・リーダーです。それだけに、理事会とは別に、役員だけが集まって検討するための「役員会」も必要です。

3. 幹事は、クラブの役員会(執行機関)と理事会(決議機関)の在り方に精通しよう

役員会は、クラブの執行機関です。したがって、理事会に諮る議案の内容(各委員会の活動計画、予算、実施内容、決算、新たな提案など)を事前に検討しておくことも重要な任務です。そして、それらの議案を役員会でまとめ、必要な資料と一緒に理事会へ提出するのが幹事の仕事です。要するに、役員会の中心的役割を担うのは、(会長ではなく)幹事です。日本のロータリーでは、こうしたプロセスが軽視されているような気がします。

一方、理事会はクラブの決議機関(意思決定機関)で、クラブ運営に関する全ての管理責任を負います。だからこそ、理事会メンバーと規定される役員がいて、議決にも参加するのです。なお、理事会の決議は多数決ですから、理事会の議長である会長といえども、決議に拘束されます。

理事会は、役員会から提出された議案を検討した上で、決議(承認・不承認・各種決定)を行います。理事は、各々が担当する委員会によって審議に臨む心構えや立場は異なりますが、理事会では活発な議論を行わなくてはなりません。そうした心がけや切磋琢磨が、ロータリーに対する見識を互いに深め合うことにもなるからです。効果的で価値あるクラブ運営ができるかどうかは、会長や幹事をはじめとした理事会メンバーの心意気と責任感、そしてロータリーに対する認識の深さにかかっていると言ってもよいでしょう。

理事会で事業計画の実施が決議されても、幹事は事業の担当委員会に丸投げしてはいけません。それらの事業計画を検討・実施する担当委員会の活動状況を把握するとともに、その活動内容を理事会に報告する(または、指導・監督した上で報告させる)ことも、幹事の役割・責任です。また、各事業の収支予算案や決算書の作成・提出についても、幹事は事前確認して指導するべきです。特に、役員を選挙するための「年次総会」では、現年度の中間財務報告、および前年度の収支財務報告が必要なので、この点にも留意してください。

幹事は、以上のことを熟知した上で、役員会での責務、理事会の準備、理事や各委員長への指導や気配りなどをこなしてゆくことが大切です。だからこそ、「幹事はクラブの要(かなめ)」なのです。

4. 会長と幹事は、有意義な委員会活動が行われる年度にしよう

委員会は会長の諮問機関であると同時に、事業の実施主体です。会長の諮問により、クラブの目標と指針に沿った事業計画を策定し、それらの事業予算を立てます。もちろん、会長の年次目標や意向に基づく内容であるべきですが、それらの承認や決定には理事会の議決が必要です。

委員会の活動は、会員間の意志の疎通を図り、友情を深めるために最も良い機会です。少人数の会合の中、ロータリー情報や互いの意見が盛んに交わされることで親睦が深まっていくからです。

それだけに、委員会の開催は会員宅で開催することが推奨されています(炉辺会)。そうすれば、親睦の度合いも一層深まりますし、ロータリアンの家族にロータリーを理解してもらう最高のチャンスともなるからです。また、入会数年の会員に委員長を任せ、副委員長に面倒見の良いベテラン会員をあてるなど、リーダー育成にも配慮しましょう。それらを主導するのが会長であり、陰で支えるのが幹事です。

「楽しくなければ、ロータリーではない」とよく言いますが、楽しいだけではなく、楽しさの中で互いが学び合う「心」が大切です。そこにこそ、「ロータリーの親睦」の原点があるからです。

5. 会長と幹事は、クラブの活動の目的、役割、手順、運営について理解・精通しよう

価値あるクラブ活動は、会長と幹事が「クラブ活動の目的（ロータリーの目的の推進・達成）」を常に自覚しながら、システム化されたクラブ組織を適切に運営することによって成就します。

したがって、価値ある例会の在りよう、役員会・理事会・委員会などの適切な準備と運営、事業の計画と進め方などについて、常に深謀遠慮と反省を繰り返し、より良きものにしていくことが必要です。もちろん、クラブ協議会、クラブ討論会、炉辺会、その他の伝統的習慣等についても、会長と幹事は書物を通して、また諸先輩との交流を通して理解・精通に心がけることが大切です。

6. 会長の最大の仕事は、有意義で充実した例会である

会長にとって最も大きな仕事は、会員の誰もが「今日も来てよかった」と思ってくれる例会です。会長は、そのことに半ば命をかける気概があって欲しいと思います。それだけに幹事は、SAAや親睦委員と協力して、会員や来訪者への対応、食事の準備にも気を配ることが必要です。また、例会進行、例会プログラム、会長スピーチなどが不評な場合は、そうした会員からの不満の声を会長に意見・具申することも、幹事の重要な仕事です。

最近、例会の形骸化という言葉をししばしば耳にしますが、それはクラブの低迷を意味します。会員は、誰もが仕事で忙しい中、仕事をやりくりして例会に出席しています。それは、食事のためではなく、例会に身を置きたいと思う『何か』があるからです。だからこそ会長には、その『何か』について、きちんと提供しているという認識と自負が必要なのです。その『何か』とは、一つは例会プログラムであり、もう一つは「心洗われる会長スピーチ」でしょう。特に後者は、会長にしかできないことであり、会長が唯一の責任者なのだということを銘記して欲しいと思います。

「会長スピーチ」は、クラブにおける会員の士気を高めるために、そして会長に対する信頼と敬愛の念を会員の心に醸成していくために、さらにクラブの活性化をもたらすために、会長にとって最大の武器と言ってよいでしょう。それだけに、スピーチの内容はもちろん、話すスピード、抑揚、間、表情、ジェスチャーなどにも気を配り、毎回、「心洗われる会長スピーチ」をお願いします。

例会の帰り際、「今日の会長スピーチ、よかったよ」と言って出ていく会員が多ければ、それは誰もが「今日も来てよかった」と思ってくれた例会です。もちろん、クラブの低迷などあり得ません。

7. 会長はクラブの象徴、幹事は汚れ役、嫌われ役であるだけに豊かな人間性が肝要

会長は、クラブにおいても、また地域社会に対しても、クラブを代表する象徴的な立場です。常に「奉仕理念（超我の奉仕）」の提唱に心掛け、実践にあたっては率先して先頭に立たなければなりません。

これに対して、幹事はクラブ運営を丁寧かつ確実に取り仕切る立場です。会費の督促、会報発行や例会出欠の管理、欠席が多い会員やルールを守らない会員への指導、活動の鈍い委員会への奮励喚起など、幹事は汚れ役、嫌われ役をこなさなくてはなりません。だからこそ幹事は、普段から、全ての会員に対して高潔で公平公正、気配りと思いやりのある対応を心がけることが何よりも大切なのです。

古い言葉ですが、『好漢（頼もしく、感じのよい人）』と呼ばれるような人物こそ、幹事が目指して欲しい姿です。「役や立場が人を作る」という言葉がありますが、「幹事が終わったら、『好漢』に相応しい人になっていた」ということなら、クラブ内で最高の評価を受けたと言ってよいでしょう。

●クラブ会長エレクトの任務

1. 理事会のメンバーとなり、クラブの現状に関して現会長と相談する。
2. クラブの現状と課題を把握し、クラブの将来に向けたクラブ戦略計画を検討して、R I 年度テーマ、地区目標を参考にしながらクラブ年次目標を設定する。
3. クラブの定款・細則に目を通し、必要ならクラブ細則の変更を考慮・準備する。(→ P39 参照)
4. 3月31日までに次年度委員会の委員長(必要に応じて、クラブ研修リーダー)を任命し、その後、委員を任命する。
5. クラブ予算の作成を監督する。
6. 地区大会、会長エレクト研修セミナー(PETS)、地区研修・協議会に出席する。
7. 地区研修・協議会に、次期クラブ役員、委員長を出席させる。
8. My ROTARY (<https://my.rotary.org/ja>)の活用、記録、確認
 - ① My ROTARY のアカウントを作り、かつ就任前の幹事もアカウントを作ったことを確認する。
 - ② 2月1日までに、(現在の)幹事が My ROTARY でクラブ役員を登録したことを確認する。
 - ③ 6月1日までに、ロータリークラブ・セントラルからクラブの次年度目標を入力する。

(2004年11月 R I 理事会決定 59号<一部改編>)

(クラブを成功に導くリーダーシップ(会長編)2019-22<抜粋・一部改編>)

●クラブ会長の任務

1. クラブ理事会(少なくとも月に1回)を計画・実施し、議長となる。
2. R I 年度テーマ、地区目標、クラブ年次目標、クラブ戦略計画を実行に移し、クラブの発展に尽くす。
3. クラブや地区のロータリーに関する事柄について、地区ガバナーおよびガバナー補佐と協力する。
4. 地区大会をはじめ、参加要請を受けた地区の会合や行事に出席する。
5. クラブ会員への奨励
 - ① ロータリークラブ・セントラルで立てた目標の達成のために、会員の奮起・協力を促す。
 - ② クラブ会員に対し、地区会合とロータリー国際大会への出席を奨励する。
特に新会員に対しては、全てのクラブおよび地区の行事に出席するよう奨励する。
6. クラブ例会の主催 (→ P31「クラブの例会」参照)
 - ① 各例会の司会を行う。
 - ② 各例会における「開会と閉会の時間厳守」および「入念な立案」に配慮する。
特に、興味深く充実した例会、会員が楽しめる親睦行事の企画、実施に留意する。
 - ③ R I やガバナーからの通信・刊行物から得られた重要情報を、クラブ会員に伝える。
7. クラブの各委員会に対する指導監督
 - ① 任命した各委員会の委員長および委員が、明確な委員会目標を持ち、かつ一貫性をもって機能するように努める。具体的には、委員会の目標、活動、支出などを確認・調整し、決定にも関与する。
 - ② クラブ委員会と地区委員会とのコミュニケーションに配慮し、かつ奨励する。
 - ③ 青少年交換プログラムに参加する場合は、「ロータリー青少年保護の方針」および「青少年と接する際の行動規範に関する声明」に従い、要件の順守に努める。(→ P37 参照)
 - ④ 包括的な会員研修プログラムを実施させる(必要なら、クラブ研修リーダーを任命)。(→ P30 参照)
8. My ROTARY の活用、記録、確認
 - ① ロータリークラブ・セントラルにクラブ目標の進捗を記録、確認し、ロータリー賞獲得を目指す。
 - ② 幹事が My ROTARY で会員情報とクラブ情報を適切に更新していることを確認する。
9. 毎年の財務確認を含め、クラブの予算編成および会計事務の履行を監督する。
10. 任期終了に向けた準備
 - ① 毎年6月、クラブの財政状態と目標達成状況に関する年次報告書をクラブに提出する。
 - ② すべての重要記録や財務事項を含め、任務の引継ぎを会長エレクトへ円滑に行う。
 - ③ クラブ新旧理事の合同会合を開催し、新たな管理体制の成功と管理運営の継続性を図る。

(クラブを成功に導くリーダーシップ(会長編)2019-22<抜粋・一部改編>)

(2004年11月 R I 理事会決定 59号<一部改編>)(2013年10月 R I 理事会決定 31号<一部改編>)

＜クラブ会長が特に留意すべきこと＞

- ①標準ロータリークラブ定款は3年毎に変更されるので、それに応じてクラブ細則も変更が必要となる。
- ②例会の司会を行い、開会と閉会の時間厳守に責任を持つのはSAAではなく、会長である。
- ③有意義で充実した例会の「入念な立案」に責任を持つのはプログラム委員会等ではなく、会長である。
- ④ロータリークラブ・セントラルクラブの記録、確認に責任を持つのは幹事ではなく、会長である。
- ⑤クラブの役員と理事は選挙で選ばれるが、クラブの委員長と委員を任命するのは会長である。
- ⑥包括的な会員研修プログラムの実施に責任を持つのは会長である。

＜機能しているクラブとは？＞

- ①国際ロータリーに人頭分担金を納めていること。
- ②R I 会費および地区会費を負担していること。
- ③R I 組織規定文書に準じて、定期的に会合を開いていること。
- ④会員がロータリーワールド・マガジンプレスの雑誌を購読していること。
- ⑤地元や他国の地域社会のニーズに取り組む奉仕プロジェクトを実施していること。
- ⑥R I 定款、R I 細則、標準ロータリークラブ定款、ロータリー章典に矛盾しない方法で活動していること。
- ⑦事務総長に正確な会員名簿を適時に提出していること。会員の変更については、7月1日および1月1日必着で事務総長に報告しなければならない。 (2016年9月 R I 理事会決定28号<抜粋、一部改編>)

＜クラブの役員と理事について＞

- ①クラブ役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計、会場監督の最低6人が必要です。
- ②理事会メンバーには、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計の最低5人が必要です。
- ③役員である会場監督を理事会メンバーにするには、クラブ細則「第2条」で規定する必要があります。
- ④副会長を役員に含めることは可能ですが、その場合は自動的に理事会メンバーになります。
- ⑤副会長を役員にはしないが、理事会メンバーに入れる場合は、クラブ細則で規定する必要があります。
- ⑥副会長を置かない(役員でも理事会メンバーでもない)場合は、クラブ細則「第3条」と「第4条」から副会長の項目を削除する必要があります。
- ⑦理事の定義が、「本クラブの理事会メンバー」から「本クラブの理事」に変更されました。これにより、理事会メンバーの役員が理事と呼ばれることはなくなり、「理事役員」という呼称もなくなりました。
- ⑧理事の人数はクラブ細則で定めますが、理事を置かないことも可能です(上記②参照)。

(→ P39「標準ロータリークラブ定款と推奨ロータリークラブ細則の検討」参照)

●クラブ幹事就任前の任務

1. クラブの定款・細則に必ず目を通し、必要なら、細則の変更を会長エレクトと検討する。 (→ P39参照)
2. クラブ戦略計画、次年度のクラブ年次目標、活動予定、管理運営の役割分担、ロータリー賞獲得の戦略等について、会長エレクトと検討する。
3. 次期クラブ理事会に出席するとともに、連絡、問い合わせ、通知等の対応を行い、必要に応じて会合資料等を準備する。
4. My ROTARY (<https://my.rotary.org/ja>)の活用、記録、確認
 - ①My ROTARY のアカウントを作り、かつ会長エレクトもアカウントを作ったことを確認する。
 - ②2月1日までに、(現在の)幹事が My ROTARY でクラブ役員を登録したことを確認する。
 - ③6月1日までに、会長エレクトがロータリークラブ・セントラルからクラブの次年度目標を入力したことを確認する。
 - ④(現在の)幹事が7月1日時点の(新入会や退会などの)会員情報を入力したことを確認する。
5. 地区研修・協議会に出席し、その後、会長エレクトが開くクラブ協議会で次年度の計画を話し合う。
6. 会費明細書を全会員に送る、または提示するためのスケジュール(毎月、四半期毎、半期毎など)、および受け取った会費の記録方法を定める(または、確認する)。
7. 前任の幹事からクラブデータ、資料等を受け取り、引き継ぎ作業を行う。

(2014年1月 R I 理事会決定96号<一部改編>)

(クラブを成功に導くリーダーシップ(幹事編)2019-22<抜粋・一部改編>)

●クラブ幹事（就任後）の任務

1. クラブの会員と役員への報告

* R I 事務総長に、正確な会員名簿やクラブ情報を適時に提出する。具体的には、それらを My ROTARY で随時更新(追加、編集、削除)する。会員の入退会は変更後 30 日以内、あるいは 1 月 1 日 / 7 月 1 日までに報告する。また、次年度役員は 2 月 1 日までに報告する。

2. クラブの年次財務状況について管理し、年次総会で現年度の収支中間報告および前年度の財務報告を公表できるように準備する。クラブ請求書は、期日までに支払いを行う(1月と7月)。

3. クラブでの連絡、問い合わせ、通知等の対応を行い、会合資料や議事録等を準備する。

- ① クラブ理事会の内容について、クラブ役員と事前協議し、必要な連絡や準備を行う。
- ② ガバナーの公式訪問に向けて、ガバナーから求められた情報に対する報告書を準備する。
- ③ 理事会のすべての会合後 60 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにする。

4. 例会の準備と管理（→ P31「クラブの例会」参照）

クラブ会長を引き立てて、裏方に徹する。SAAやクラブ奉仕委員会などと連携しながら、特に以下の点に留意する。(理事会等の会合では、事前に十分な打ち合わせを行うことが重要)

- ① 例会来訪者への心配り（出席証明書の発行や座席案内）
- ② 外部招聘講師（クラブ外のロータリアンを含む）への謝礼の準備と確認
- ③ 会員表彰の準備と確認
- ④ 例会行事で使う名札や資料など、備品の管理
- ⑤ 出席者の記録と報告

* 例会の出席記録をつけ、各月の最終クラブ例会から15日以内に、月次会員報告書 / 出席報告書を地区ガバナーに提出する。

5. 新会員の教育と親交に留意する。

(声かけ、ロータリー用語解説、メイクアップの推奨(同伴)、二次会勧誘など)

6. 奉仕プロジェクトの計画、準備、予算について、会長とともに、担当委員長に密な連絡・相談をする。

7. 会長がロータリークラブ・セントラルにクラブ目標の進捗を記録していることを確認するとともに、クラブとしてロータリー賞を獲得できるように協力する。

8. クラブがガバナーノミネー候補者を推薦する場合は、ガバナーノミネー書式と併せて、クラブが採択した決議を地区指名委員会に提出する。

9. 年度末に年次報告書を作成し、後任の幹事にクラブのクラブデータ、資料等を渡す。

(2019 標準ロータリークラブ定款)

(クラブを成功に導くリーダーシップ(幹事編)2019-22<抜粋・一部改編>) (2013年10月 R I 理事会決定31号)

(2014年1月 R I 理事会決定96号<一部改編>) (2016年9月 R I 理事会決定28号<一部改編>)

<クラブから R I への重要な報告義務>

- ① 会長エレクトは、6 月 1 日までに、次年度のクラブ目標をロータリークラブ・セントラルから入力する。
- ② 幹事は、2 月 1 日までに、次年度の新役員の情報¹を報告する。なお、例会場所や時間に変更がある場合も、2 月 1 日までに報告する。
- ③ 幹事は、新会員と退会者の情報を入退会から 30 日以内に報告する。正確なクラブ請求書を R I 事務局から受け取るためには、会員情報の変更は遅くとも 7 月 1 日または 1 月 1 日までに報告する必要がある。

(クラブを成功に導くリーダーシップ(会長編)2019-22<抜粋・一部改編>)

● My ROTARY の活用

< 「My ROTARY」にアカウント登録が必要とされる対象者 >

すべてのロータリアンおよびロータリー学友は、ロータリーのウェブサイト「My ROTARY」(<https://my.rotary.org/ja>)にアカウントを登録することが奨励されています。特に、各クラブの現・次期会長、幹事、会計、財団委員長、会員増強委員長、クラブ事務担当者は、「ロータリークラブ・セントラル」へ情報を入力・編集するように努めなくてはなりません。

< 「My ROTARY」の具体的な使い方 >

- ①「My ROTARY」で検索するか、または直接「<https://my.rotary.org/ja>」からウェブサイトに入る。
- ②提示されたウェブサイト画面でアカウントを登録。その後、「My ROTARY」に入る。
- ③クラブ運営に必要な情報やリンクは、ウェブサイト上部メニュー「運営する」から入る。

●「運営する」→「クラブの運営」

- *クラブ請求書（会費「人頭分担金」の支払い）、ロータリーの為替レート
- *個人情報・クラブ情報・会員データ（入力・更新（追加、変更、削除）→閲覧）

（次年度クラブ役員の就任情報は、現幹事が必ず2月1日までに登録）

●「運営する」→「各種レポート」

- *個人・クラブ・地区に関するデータ（会員名簿、会員ID、財団寄付歴など）

●「運営する」→「ロータリークラブ・セントラル」

- *クラブの目標と達成状況（入力→閲覧）
- *奉仕プロジェクトの目標と達成状況（入力→閲覧）
- *財団寄付の目標と達成状況（入力→閲覧）

- ④奉仕プロジェクトの報告は、ウェブサイト上部の「行動する」か「会員コーナー」から入る。

●「行動する」または「会員コーナー」→「ロータリーショーケース」

- * 新プロジェクトを追加 から、情報を入力

< クラブで必要となるオンライン手続きと報告 >

- ①役職者の登録（会長、幹事、会計、財団委員長、会員増強委員長、事務局担当者など）
- ②ロータリー賞の登録と達成状況の記録（ロータリークラブ・セントラルへの入力）
- ③会員の入退会情報（人頭分担金の支払い、会員増強、RI会長賞などにも関係する）
- ④奉仕活動の実践を「ロータリーショーケース」へ報告
- ⑤その他：国際大会の登録など

（会長と幹事は、上記の機能や情報へのアクセス権をクラブの他の役員等に与えることができる）

< 「My ROTARY」から入手できるもの >

- ①「My ROTARY」→「ニュース&メディア」→「ニュースレター」、「お知らせ」
 - *ロータリーの最新情報（国際大会や規定審議会の内容、RI理事会の決定事項など）
- ②「My ROTARY」→「ラーニング&参考資料」
 - *ロータリーの知識（ロータリーの歴史、決議23-34、四つのテストなど）
 - *地区やクラブのリーダー育成の各種ツール（資料ダウンロード、ラーニングセンターなど）

< 国際ロータリー日本事務局 >

●クラブ・地区支援室	03-5439-5800	●業務推進・資料室	03-5439-5802
●財団室	03-5439-5805	●経理室	03-5439-5803
FAX	03-5439-0405		
Eメール	rijapan@rotary.org		
住所	東京都港区三田1丁目4-28 三田国際ビル24階		

疑問点や要望など、気軽に相談してください。懇切丁寧に対応してまいります。

<ロータリー賞（会長賞）>

ロータリー賞の取得を目指すことは、会員の協力を得ながらクラブが活動を強化することに繋がります。具体的には、年度開始後、My ROTARYのロータリークラブ・セントラルに必要な事項を登録し、その後は実績を順次記録していきます。期間は、7月1日から翌年6月30日までの1年間。

（クラブを成功に導くリーダーシップ(会長編)2019-22<抜粋・一部改編>）

<ロータリーの賞・表彰（下記以外の賞については、My ROTARYの「各種賞・表彰」を参照）>

●ロータリー賞（会長賞）：クラブ表彰

国際ロータリーが設けた要件を達成したクラブをR I 会長が表彰。

*ロータリークラブ：推薦者はクラブ役員（推薦締切：6月30日）。

*ローターアクトクラブ：推薦者はRAC会長およびクラブのカウンセラー（推薦締切：8月15日）。

*インターアクトクラブ：推薦者はIACカウンセラーおよび提唱RC会長（推薦締切：8月15日）。

●意義ある奉仕賞：クラブ表彰

地域社会の重要な課題やニーズに取り組むプロジェクトを実施したクラブを表彰。

推薦者はクラブ会長（推薦締切：通年）。

●奉仕部門功労者賞：個人表彰

*R I による表彰：すべての奉仕部門で奉仕活動を実施したクラブ会員を表彰。

推薦者は地区ガバナー（推薦締切：通年）。

*地区による表彰：ロータリーの各奉仕部門（クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕）に貢献したクラブ会員を表彰。推薦者はクラブ会長（推薦締切：通年）。

●ガバナー賞：クラブ表彰、個人表彰

優れた功績を残したクラブまたは会員を地区ガバナーが表彰。

推薦者はクラブ会長（推薦締切：6月30日）。

●その他：ロータリー会員増強賞、超私の奉仕賞、R I 栄誉賞など

<会費>

●クラブ会費

毎週、毎月、四半期毎など、クラブが決めた頻度で会員がクラブに支払うもので、金額はクラブにより異なります。なお、新会員のクラブ入会金の取扱も、クラブによって異なります。入会の際に入会金を必要とするクラブは、その金額とともに、クラブ細則「第6条 会費」に記載が必要です。

（→ P39「標準ロータリークラブ定款と推奨ロータリークラブ細則の検討」参照）

●地区賦課金

クラブが地区に支払うもので、その金額は、毎年、会長エレクト研修セミナー（PETS）、地区研修・協議会、地区大会のいずれかで承認されます。

●人頭分担金

クラブは年に2回、以下の金額をR I に支払います。

*2020-21年度は、半年毎に会員一人あたり34.5ドル（年間69ドル）。

人頭分担金のクラブ請求書は、毎年7月と1月にクラブ幹事へEメールで送付されます。この請求書は、7月1日と1月1日までにクラブ幹事がR I に報告した会員情報に基づきます。

半期の途中で入会した会員については、比例人頭分担金（丸1カ月の在籍毎に上記金額の6分の1）を支払う必要があります。なお、上記の金額は、今後2022-23年度まで毎年1ドルずつ値上がります。（→ P4参照）

（2019 国際ロータリー細則 19.030.「会費」<一部改編>）

●その他の会費

人頭分担金以外に、ロータリー地域雑誌（ロータリーの友）の購読料、規定審議会費用、その他の費用をR I に支払う必要があります。なお、同じ住所に住む2人のロータリアンは、ロータリー地域雑誌を合同で購読可能です（購読料は1人分でよい）。

クラブ請求書には、ロータリー地域雑誌の購読料、新会員の比例人頭分担金も含まれています。また、7月の請求書には、規定審議会費用も含まれます。支払いについては、My ROTARYの「運営する」→「クラブの運営」から、クレジットカードで可能です。

（クラブを成功に導くリーダーシップ(会長編)2019-22<抜粋・一部改編>）

●クラブの目的

本クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロータリー財団を支援し、クラブレベルを超えたリーダーを育成することである。
(2019 標準ロータリークラブ定款第3条)

●クラブ・リーダーシップ・プラン（Club Leadership Plan <CLP>）とは？

<クラブ・リーダーシップ・プラン（CLP）の目的>

CLPの目的は、効果的なクラブ管理運営を導入することにより、ロータリークラブの強化を図ることである。

<CLPを導入・策定する上で留意すべき重要ポイント（効果的なクラブの要素）>

- ①<会員増強> 会員基盤を維持、拡大する。
- ②<奉仕プロジェクト> 地元や外国の地域社会のニーズに沿ったプロジェクトを実施し、成功させる。
- ③<リーダー育成> クラブの枠を超えてロータリー全般にわたって奉仕できるリーダーを育成する。
- ④<ロータリー財団支援> ロータリー財団に対して、寄付およびプログラム参加を通じて支援する。

<クラブの各種委員会>

- ①委員会はクラブの年次目標と長期目標を実行する責務を担い、委員は可能なら3年任期とすべきである。また、ガバナー補佐および関連する地区委員会と協力し、活動についてはクラブ理事会に定期的に報告するとともに、クラブ協議会においても報告する。
- ②委員会の委員長は、同じ委員会の委員としての経験を有していることが望まれる。また、委員長は就任前に地区研修・協議会に出席し、就任後は地区主催の関連セミナーに出席する。

(2016年9月 RI 理事会決定28号<一部改編>)

<CLPを実施する上で、現・次期・元クラブリーダーが果たすべき責務>

- ① クラブ戦略計画(望ましい10年後のクラブの姿を目指すための目標と行動計画)を立案する。
- ② 年次目標を設定し、ロータリークラブ・セントラルに入力する。
- ③ ロータリー活動に関する情報を伝えるために、充実したクラブ協議会を実施する。
- ④ クラブ会長、理事会、委員会委員長、クラブ会員、地区ガバナー、ガバナー補佐、および地区委員会の間に明確なコミュニケーションが確実に図られるようにする。
- ⑤ 将来のクラブリーダーの継続的育成を図る。
- ⑥ クラブ委員会構成とクラブリーダーの役割と責務を反映させるべく、クラブ細則に修正を加える。
- ⑦ クラブ会員間の親睦をさらに深めるような機会を提供する。
- ⑧ 会員全員が、クラブのプロジェクトや業務に活発に関与するようにする。
- ⑨ 以下を確実にするための包括的な研修計画を立案し、実施する。
 - ・クラブリーダーが、適宜、地区の研修会合に出席する。
 - ・新会員のために一貫したオリエンテーションを定期的に実施する(特に、メンタリング(個人指導))。
 - ・現会員のために継続的教育の機会を提供する。必要なら、クラブ研修リーダーを任命する。
 - ・全会員が指導力育成プログラムを受けられるようにする。

(2016年9月 RI 理事会決定28号<一部改編>)

上記は、ガバナー補佐が各クラブに対して必ず相談指導すべき内容でもあります。特に留意すべきは、①のクラブ戦略計画、②のロータリークラブ・セントラル、③のクラブ協議会、⑤のクラブリーダーの育成、⑥のクラブ細則の修正、⑨の包括的な研修計画です。特に、①と⑨が疎かでは、クラブの将来が危ぶまれます。

●クラブ戦略計画と年次目標

クラブ会長は、これまでのクラブ戦略計画を踏まえながら、新たなクラブ戦略計画について会員と検討し、必要ならガバナー補佐やガバナーから意見をもらいながら設定する。

戦略計画は、少なくとも方向性については会長エレクトや会長ノミニーとも共有するなど、継続性について配慮することも重要。

●**クラブ戦略計画**：クラブが「将来、こうありたい(望ましい10年後のクラブの姿)」というビジョンを描き、それに沿った目標と行動計画を立てる。クラブの長期計画とでも言うべきものであるが、適宜見直しも必要。

●**クラブ年次目標**：クラブ戦略計画に基づいた年次目標を設定し、ロータリークラブ・セントラルにも入力する。

(クラブを成功に導くリーダーシップ(会長編)2019-22<抜粋・一部改編>)

●クラブ研修リーダー

<クラブ研修リーダーの任命>

クラブ会長エレクトは、次年度にクラブの研修プランを指導・監督するクラブ研修リーダーを1名任命できる。クラブ研修リーダーは、任期1年(連続で就任できる任期は3期まで)で、新会員のための一貫したオリエンテーションの定期的実施、現会員のための継続的教育の機会の提供に努める。

(2006年11月 R I 理事会決定104号<一部改編>)

<指導力育成プログラム、クラブ指導者育成セミナー>

目的：クラブ会員の指導力を育成し、日々の職業上の仕事を充実させ、将来のクラブリーダーを育てる。

内容：クラブ運営、目標設定と説明責任、戦略計画の立案、統一見解の構築、倫理(四つのテスト)、コミュニケーションスキル、指導と意欲喚起、メンタリング(個人指導)、時間管理、チームワーク

(2006年11月 R I 理事会決定107号<一部改編>)

●ガバナー公式訪問

クラブ公式訪問は、地区ガバナーの重要な役割の一つです。この訪問は、R I の年度テーマや方針、地区目標に向けた地区全体の活動についてガバナーから説明を受けるとともに、クラブの目標、活動状況と成果、懸念などを話し合う機会となります。

可能であれば、ガバナー訪問とタイミングを合わせて特別行事(新会員の入会式、財団寄付等の表彰式など)を開くとよいでしょう。

訪問に備えるためには、クラブ協議会を開き、目標に向けた進捗を確認し、委員会活動の計画と状況、ガバナーから事前に求められている内容などを報告できるよう、準備が必要です。

また、ガバナーへの質問や話し合いたい案件があれば、事前にガバナー事務所に連絡をしておきましょう。

(クラブを成功に導くリーダーシップ(会長編)2019-22<抜粋・一部改編>)

<クラブレベルの研修に対するガバナーの責務>

ガバナーは、ロータリークラブが以下を含む包括的な研修計画を備えていることを(ガバナー公式訪問などの機会を通じて)確認すべきである。

1. クラブリーダーが、適宜、地区研修の会合に出席する。
2. 新会員のために一貫したオリエンテーションを定期的実施する。
3. 現会員のために継続的教育の機会を提供する。
4. 全会員が指導力育成プログラムを受けることができるようにする。

(2015年1月 R I 理事会決定 118号<一部改編>)

●クラブ協議会

クラブ協議会（Club Assembly）は、クラブ役員・理事・委員会委員長を含むクラブ会員全員の会合で、クラブのプログラムと活動、会員教育について協議するために開かれる。すべてのクラブ会員は、協議会に出席することが強く奨励されている。クラブの会長または指定された他の役員が、クラブ協議会の議長を務める。
(2013年10月 R I 理事会決定31号)

クラブ協議会は、会員が意見を出し合い、大切な事柄を話し合うのに最適な機会です。通常、ガバナー補佐も同席し、年に4～6回は開きます。以下は、クラブ協議会の実施時期と目的の例です。

1. 地区研修・協議会の直後:地区研修・協議会の成果をクラブに提示しての話し合い
2. 年度初め7月の早い時期:年度目標や委員会活動についての話し合い
3. ガバナー公式訪問前:クラブの活動状況について、ガバナー補佐同席のもとで話し合い
4. ガバナー公式訪問時:クラブの活動状況について、ガバナー同席のもとで話し合い
5. 年度半ば(1月または2月):目標に向けた進展の確認、年度後半の活動計画を決定
6. 4月または5月:その他の重要案件の話し合い、次年度の理事役員への引き継ぎ

(クラブを成功に導くリーダーシップ(会長編)2019-22<抜粋・一部改編>)

●クラブの例会

<有意義で充実した例会>

有意義で充実した例会の「入念な立案」と「進行」に責任を持つのは、会長です。

1. 心洗われる感動的な会長スピーチ
(原稿は1分で300字が標準、起承転結や序破急などの工夫)
2. 会員スピーチの奨励
(15分スピーチ、年間を通したテーマ卓話など)
3. 地区委員、RAC、交換留学生、米山奨学生、ロータリー学友などによる例会卓話の奨励
4. 特別ゲストによる例会卓話などで、新会員候補者の例会招待（ロータリーを知ってもらう）
5. 「ロータリーの友」と「ガバナー月信」の解説や感想を会員が述べる例会時間の確保
6. ガバナー公式訪問時の「新会員激励式」や「クラブ表彰式」の奨励
7. クラブの例会プログラムとして「フォーラム」の奨励
8. R I から奨励されている例会プログラムの実施（次頁参照）
9. 例会の開会時間、会員やゲストの卓話時間、閉会時間などの厳守

<クラブの例会プログラムとしての「フォーラム」>

ロータリアン同士が胸襟を開き合い、自らの気持ちや考えを語り合うことで、ロータリーに対する理解が深まり、会員同士が益々「敬愛の念」を持つようになります。まさに、ロータリーの親睦を育て、立派なロータリアンとなり、価値ある奉仕に繋げていくための大切なプログラムと言ってよいでしょう。

●**テーマ**:クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、青少年奉仕、国際奉仕、会員増強など

●**形式**: 基調講演+テーブル・ディスカッション+テーブル発表+会長総括
(合計90分が標準だが、60分でも可能)

●フォーラムのテーマの具体例

- ・なぜ私は、ロータリアンであり続けるのか（ロータリーを辞めないのか）？
- ・我が社の職員教育、我が社の新人教育、我が社の社訓
- ・我がクラブのできる(やりたい)効果的な青少年奉仕(または、社会奉仕、国際奉仕)事業
- ・我がクラブの会長を語る（長所、尊敬や敬愛の念、クラブ運営上の要望などを語る）

＜例会における重要事項＞

- ①クラブ理事会は、以下の場合に定例の例会を取りやめることができる(もちろん、取りやめなくてもよい)。
 (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合、(2) 会員の葬儀の場合、
 (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、(4) 地域社会での武力紛争がある場合
 理事会は、(1)～(4)以外の理由でも、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて
続けて例会を取りやめてはならない。但し、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。
 (2019 標準ロータリークラブ定款第7条 第1節 例会)
- ②クラブは会員に対し、ロータリー情報、ロータリー教育、リーダーシップ研修を提供するための例会を
 定期的に開くべきである。
 (2004年11月 R I 理事会決定59号)
- ③R I は月毎に特別月間を設けている。クラブは、それに該当する強調事項を促進するために、その月に
 一つあるいはそれ以上の例会プログラムを提案すべきである。
 (2015年1月 R I 理事会決定118号)
- ④クラブは、各ロータリー年度に少なくとも2回(1回はロータリー財団月間に指定されている11月)、
ロータリー財団の目的、プログラム、寄付増進に関するプログラムに関する例会を設けるべきである。
 (2004年11月 R I 理事会決定59号)
- ⑤クラブは、ロータリアンではない地元の人々にクラブの目的や役割を理解してもらうため、クラブ例会に
 ゲストとして招くよう奨励されている。
 (2004年11月 R I 理事会決定59号)
- ⑥クラブは、大学などの学生にロータリーの理念や基本原理を理解してもらうため、クラブ例会に
 ゲストとして招くよう奨励されている。
 (2004年11月 R I 理事会決定59号)
- ⑦クラブは、ロータリーの学友、特にクラブの所在地に最近転居してきた学友をクラブ例会にゲストとして
 招くよう奨励されている。学友は、来訪ロータリアンが払う同額の出席費用を払うものと期待される。
 (2014年10月 R I 理事会決定38号)
- ⑧R I 役員、元R I 役員、その他のロータリアンを(例会などの講演者として)招待するクラブは、
 その費用を支払うものと期待されている。
 (1998年6月 R I 理事会決定348号<一部改編>)
- ⑨クラブ理事会で特別に承認された以外に、クラブは他の奉仕クラブと合同で例会を開いてはならない。
 (2004年11月 R I 理事会決定59号)

＜クラブのプログラム(通常の例会とは別の行事として実施してもよい)＞

- ①クラブ会長は、クラブが包括的な研修プログラムを実施するよう確認し、必要であれば研修を行う
クラブ研修リーダーを任命する。
 (2013年10月 R I 理事会決定31号)
- ②クラブは、言葉の障壁や文化的、社会的背景の相違から生じる困難を克服するのに役立つ手段として、
自国以外の国の文化、経済、地理的な状況に関するプログラムを設けるべきである。
 (2004年11月 R I 理事会決定59号)
- ③クラブは、会員が関心を持つ公共問題を討議するプログラムを設けることはできる。但し、その問題が
 論議を呼ぶものである場合は、対峙する双方の意見が十分に代表されることが条件である。また、
 意見の分かれている公共問題に対しては、いかなる団体行動もとらないものとする。
 (2004年11月 R I 理事会決定59号<一部改編>)

＜名簿の取り扱い＞

第1部：ロータリーの基礎知識「ガバナーの行動権限」の項目を参照

＜出席規定＞

会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- ①その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する。
- ②次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする。
 1. 他のクラブの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。
 2. 理事会承認のクラブ奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 3. 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 4. ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊などの例会に出席すること。
 5. R I 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、R I 理事会または R I 会長の承認を得て招集された会合、地区大会、地区研修・協議会、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会 (IM) などに出席すること。
- ③以下のロータリー活動による欠席は、出席扱いとする (欠席に対するメイクアップは不要)。
 1. R I 役員または R I 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
 2. ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
 3. メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。
 4. 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。
- ④上記①～③に従わない規定をクラブ細則に含めることができる。 (→ P39 参照)
(例: メイクアップ期間をこれまで通りの例会前後2週間以内と、細則で定めることも可能)

(2019 標準ロータリークラブ定款「第10条 出席」＜抜粋・一部改編＞)

＜出席規定の適応免除＞

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- ①会員が現役の R I 役員または現役の R I 役員の配偶者／パートナーである場合。
(R I 理事とガバナーは、R I 役員です)
- ②一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。
- ③理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によって、会員の出席規定の適用を最長 12 カ月間まで免除できる。但し、健康上の理由、子供の誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会は当初の 12 カ月を超えて延長することができる。
- ④上記①～③に従わない規定をクラブ細則に含めることができる。 (→ P39 参照)
(例: 会員の長期出張期間を出席規定適用の免除条件として、細則で定めることも可能)

(2019 標準ロータリークラブ定款「第10条 出席」＜抜粋・一部改編＞)

＜出席率＞

会員は、

- ①メイクアップを含むクラブ 例会出席率が少なくとも 50% に達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。
- ②年度の各半期間に、クラブ例会総数のうち少なくとも 30% に出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない (ガバナー補佐は、この義務を免除される)。
- ③理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、連続 4 回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、理事会は会員の会員身分を終結することができる。
- ④上記①～③に従わない規定をクラブ細則に含めることができる。 (→ P39 参照)

(2019 標準ロータリークラブ定款「第13条 会員身分の存続」＜抜粋・一部改編＞)

＜活動に関するクラブの自治性＞

第1部：ロータリーの基礎知識「国際ロータリー (R I) の定義と目的」の項目を参照

<例会出席率の計算方法>

出席率の計算式

$$\frac{\text{当日出席した正会員数}}{(\text{全正会員数}) - (\text{当日欠席した免除適用を受けた正会員数})} \times 100$$

- 出席計算例
- ①出席免除の適用を受けていない正会員数： 44名
 - ②ロータリー歴と年齢で出席免除適用を受けた正会員数： 5名
 - ③R I 役員で出席免除適用を受けた正会員数： 1名
 - ④健康上の理由等で理事会が出席免除とした正会員数： 2名
- (④の2名は、出欠に関係なく、出席率の計算式中のどの項目にも含めない)

本来の全正会員数：52名

出席率の計算に用いる全正会員数：50名

- 1) 出席免除の適用を受けた②③の会員を含めて50名全員が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{50}{50} \times 100 = 100\%$$

- 2) 出席免除の適用を受けた②③の会員1名が欠席し、その他49名が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{49}{50-1} \times 100 = 100\%$$

- 3) 出席免除の適用を受けていない会員が1名欠席し、その他49名が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{49}{50} \times 100 = 98\%$$

- 4) 出席免除の適用を受けていない会員1名、出席免除の適用を受けた②③の会員1名が欠席し、その他48名が出席した場合

$$\Rightarrow \frac{48}{50-1} \times 100 = 97.9\%$$

<クラブと政治活動>

* R I とその加盟クラブは、党派的政治声明を発表することを控えなければならない、ロータリアンも同様に、政府もしくは行政当局にいかなる団体的圧力をもかけてはならない。

(2013年10月 R I 理事会決定31号)

<事業利益誘導の禁止>

*ロータリアンは、各自の事業の利益に影響する事柄について、ロータリークラブまたは他のロータリアンへ資料を配布してはならない。

(2012年5月 R I 理事会決定292号)

<クラブの会員身分と会費の減免>

①クラブ会員は正会員と名誉会員の2種類とする。細則で他の会員の種類(親子会員、夫婦会員等)を設け、クラブ細則で会費減免等もできるが、R I には人頭分担金を納める正会員として報告される。

(2019 標準ロータリークラブ定款第8条 会員身分<抜粋・一部改編>)

②クラブは、年齢35歳未満の会員に対して入会金や会費を免除すること、および地区人頭賦課金を代わって負担することができる。地区は、地区協議会あるいは地区大会での決定により、この年齢層の新会員の地区人頭賦課金を減額することができる。

(2016年9月 R I 理事会決定28号)

● 会員増強

ロータリーにおける会員増強とは、①会員の資質向上、②会員数の増加、③クラブ拡大のことを指す。

①はクラブ内の親睦や研修プログラムで育まれていくものであり、

②はクラブおよびクラブ会員全員の責務であり、③はガバナーおよび地区とクラブの責務である。

- クラブの会員組織は、地元の地域社会を真に反映すべきである。すべてのクラブは、事業、専門職務、および地域社会のリーダーを適切に代表するために、その職場がクラブの所在地域内にある会員が十分な人数あるいは割合となるよう努力すべきである。

(2013年10月 R I 理事会決定 31号)

- ロータリー会員であることの利点を他の人に推進することは、全てのロータリアンに共通した個人的な責務である。

(2013年10月 R I 理事会決定 31号)

<職業分類で留意すべきこと>

- ①仕事を引退した人がロータリークラブの正会員として入会する場合、職業分類として、以前の職業を使用するものとする。

(2013年10月 R I 理事会決定 31号<一部改編>)

- ②ロータリークラブは、ロータリー学友のために特別な会員の種類または特別な職業分類を設けるべきではないが、ロータリー学友をクラブの会員となるよう積極的に勧誘すべきである。

(2014年10月 R I 理事会決定 38号)

- ③標準ロータリークラブ定款では、2016年までの「職業分類」の項目は2019年に削除され、会員の職業分類上の人数制限はなくなった。また、「会員身分」の項目からは、「公職についている人」と「R I の職員」の記載が削除され、それらの場合でも、職務と関連する職業分類を使ってクラブに入会できる。但し、下記の項目が新たに規定され、会員構成の基盤に多様性が求められている。(→ P39 参照)

推奨ロータリークラブ定款「第9条 クラブの会員構成」

第1節 一般規定 各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつ一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 多様なクラブ会員基盤 本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

<クラブの会員身分と会費の減免>

第2部：クラブの運営「クラブの例会」の後半「クラブの会員身分と会費の減免」の項目を参照

<地区の規模>

第1部：ロータリーの基礎知識「地区の定義と目的」の項目を参照

● 奉仕プロジェクト

<奉仕プロジェクトの意味>

現在、ロータリーにおける「奉仕プロジェクト」という言葉は、社会奉仕、青少年奉仕、国際奉仕、職業奉仕の各々にかかわるプロジェクトという意味で使われます。

<活動に関するクラブの自治性>

第1部：ロータリーの基礎知識「国際ロータリー（R I）の定義と目的」の項目を参照

<クラブとしての奉仕プロジェクト>

●望ましい奉仕プロジェクトの原則

- *単なる寄付や寄贈が主体ではない事業（ロータリアンの知恵と汗、情熱と感動）
- *家族・青少年(RAC、IAC、交換留学生、米山奨学生、一般学生)・他クラブ・住民との協同事業
- *ロータリーの「6つの重点分野」の事業：①平和の推進、②疾病との闘い、③水と衛生、④母子の健康、⑤教育の支援、⑥地域経済の発展
- *奉仕プロジェクトの際に、震災復興支援やポリオ撲滅支援の啓発活動も同時に行う事業
- *実施した事業内容は、地元メディアでの報道、クラブのHPやFacebookでの広報も重要

●社会奉仕、青少年奉仕のプロジェクト具体例（内容によっては、財団補助金の活用も可能）

- *映画の無料上映会(学校、公民館、コミュニティーセンターなどで)
 - 例:映画「先生、ありがとう」(予告編:<https://www.youtube.com/watch?v=wSiaVUUw9nU>)
 - 映画「見えないから見えたもの」(予告編、申請書:<http://eigakatakeuti.jimdo.com/>)
- *児童養護施設、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、障害者福祉施設などで観劇、映画会、昔語り、舞踊、芋煮会、餅つき、イチゴ狩り、野外活動などによる交流・慰問
- *地元の小学校や保育所等での絵本読み語りや昔語り活動への参加・支援協力
- *青少年と共同で、公園・河川・海浜の清掃作業、公園緑化・植樹作業、自然体験学習など
- *ロータリー冠イベント:野球、柔剣道、フットサル、キッズダンス、マーチングバンド、他
- *夏休みや春休み等を利用した青少年の演劇スクールや短編映画制作スクールの開催
- *ロータリアンの子弟や従業員、一般人を対象とした婚活パーティや自分探しワークショップ

●国際奉仕のプロジェクト具体例（内容によっては、財団補助金の活用も可能）

- *地元在住外国人(一般外国人、ALT(外国語指導助手) 米山奨学生)や交換留学生らによるスピーチ交流会や文化交流イベント(地元の歴史と食文化、異国の踊りと食文化など)
- *外国クラブとのロータリー友情交換事業(→ P20 参照)

●職業奉仕のプロジェクト具体例（内容によっては、財団補助金の活用も可能）

- *会員職場訪問(単なる見学ではなく、職場のモットーや社会貢献度についても学ぶ)
- *地域の企業訪問、施設訪問(上記同じ)
- *高校生や専門学校生徒への模擬就職面接会
- *小中高生への職業講話
- *小中高生の職場体験受け入れ
- *「四つのテスト」の職場掲示推進事業
- *会員医師によるAEDの実地訓練事業
- *会員職場における優良従業員の表彰及び例会招待

●その他

- *グローバル補助金を活用した国際奉仕事業
- *RYLAへの派遣・参加
- *青少年交換学生のホストクラブ、米山記念奨学生の世話クラブやサブ世話クラブの受諾

<ロータリー地域社会共同隊(RCC: Rotary Community Corps)>

既存・新設を問わず地域の奉仕グループ(学校での絵本読み語り、学習支援、子供見守り、子供支援食堂、観光案内、地域伝統芸能保存、地域伝統食保存など)の提唱クラブ(複数のクラブでも可)となり、プロジェクトを支援します。支援の内容に条件はありません。RCCの標準定款細則には人数の記載はありませんが、10人以上の奉仕グループであることが望ましいとされています。

RCCの結成には、結成書(My ROTARY からダウンロード可能)に必要な事項を記載し、RCC代表者、提唱ロータリークラブ会長、地区ガバナーが署名した上で、そのスキャン画像をRIの指定アドレス宛てにメール添付で送付して受理されれば終了です。

地元のボランティア団体に何らかの支援をしているクラブは多いと思いますが、その団体をRCCとして登録することも可能です。なお、複数クラブによる共同提唱も可能です。

(2017年1月RI理事会決定87号<一部改編>)

● 青少年の保護

＜青少年と接する際の行動規範に関する声明＞

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

(2006年11月 RI 理事会決定 72号)

＜重要：青少年(未成年)の旅行および宿泊＞

ロータリー交換学生は、地区および受入れクラブ、両親または法的保護者の同意なくして、受入クラブの所在する地域外へ旅行すべきではない。

(2017年1月理事会決定87号)

クラブと地区のプログラムあるいは活動で、未成年者が地元地域の外に旅行する、または宿泊を伴うものについては、ガバナーがそれらの監督と管理に対し責任を持つとともに、青少年保護方針と書面による手続きを作成、維持し、これを順守しなければならない。

クラブと地区は以下を行う。

- ① 地元地域の外に旅行する、または宿泊を含む旅行をする青少年参加者全員の両親または保護者から事前に書面で許可を得るものとする。
- ② 両親または保護者に、プログラムの詳細、行事の場所、旅行日程、宿泊先、プログラム運営者の連絡先を出発前に提供するものとする。
- ③ 自宅から150マイル(241キロメートル)以上離れた場所、あるいは母国外に旅行する場合は、旅行する未成年者の両親または保護者が旅行保険を提供するよう義務づけるべきである。その補償内容には、医療(母国を離れる旅行の場合)、緊急医療移送、遺体の本国送還、法的責任を含め、補償額は、活動または行事を主催するクラブまたは地区にとって満足のいくものでなければならない。補償期間は、未成年者が自宅を出発し、自宅に帰るまでとする。

(2016年9月 RI 理事会決定 57号<一部改編>)

＜危機管理＞

第1部:ロータリーの基礎知識「危機管理」の項目を参照

● 審議会

＜審議会の意味と種類＞

ロータリーの組織運営にクラブの声を反映させるために開かれる国際会議

1. 規定審議会:3年毎に一度開催され、ロータリーの組織規定に変更を加える「制定案」と、RI 理事会の見解を表明する「見解表明案」について審議と投票が行われる。
2. 決議審議会:毎年オンラインで開催され、組織規定文書に記載されていない事柄について、RI 理事会またはロータリー財団管理委員会に意見・推奨を表明し、決定を求める「決議案」について投票が行われる。

＜審議会代表議員＞

1. 地区は、地区につき1名の審議会代表議員を3年任期で選出する。
2. 代表議員は、任期中に開催される1回の「規定審議会」と3回の「決議審議会」とに、地区の代表として出席する。
3. 地区ガバナーは、2017年7月1日から2020年6月30日の任期を担う審議会代表議員を、2017年6月30日までに報告する(既に報告済み)。

＜制定案と決議案の提出＞

規定審議会に「制定案」、決議審議会に「決議案」を出せるのは、クラブ、地区、RI 理事会、RIBI 審議会または大会です。My ROTARY から、日本語による提出が可能です。

- ・2022年の規定審議会に「制定案」を提出する締切日:2020年12月31日
- ・2020年の決議審議会に「決議案」を提出する締切日:2020年6月30日

(2016年9月 RI 理事会決定 28号<抜粋・一部改編>)

●クラブの委員会

クラブの各委員会は、クラブの年次目標と戦略計画(長期目標)を実行する責務を担うとともに、各々が担当する分野について年度目標を立て、その達成に向けて活動する。会長は、全委員会の活動を指導・監督するとともに、会長エレクト、直前会長とも協力し、リーダーシップの一貫性と計画の継続性を図るべきである。継続性を図るため、可能であれば、委員会委員は3年を任期として任命されるべきである。委員会構成は、クラブ細則に記載が必要である。

以下は、2800 地区として、クラブ内に設置を推奨する委員会構成です。中規模のクラブの場合は、①②の混合をお考えください。②は、標準クラブ定款で定められた最低限必要な委員会です。

① 大規模なロータリークラブの場合 (必要に応じて、クラブ研修リーダーを任命)

*クラブ管理運営委員会 (クラブ奉仕委員会)

親睦委員会、プログラム委員会、出席委員会などの小委員会

*会員増強委員会

*ロータリー情報委員会

*公共イメージ委員会

*職業奉仕委員会

*社会奉仕委員会

*青少年奉仕委員会

*国際奉仕委員会

*ロータリー財団委員会

*米山奨学委員会

② 小規模なロータリークラブの場合 (必要に応じて、クラブ研修リーダーを任命)

*クラブ管理運営委員会 (クラブ奉仕委員会)

*会員増強委員会

*公共イメージ委員会

*奉仕プロジェクト委員会

*ロータリー財団委員会(ロータリー財団・米山奨学委員会)

(クラブを成功に導くリーダーシップ(会長編)2019-22<一部改編>)

(2019 標準ロータリークラブ定款第11条 第7節)(2016年9月 RI 理事会決定28号<一部改編>)

●特別月間・週間・日

①ロータリーの特別月間 (Special Months in Rotary) >

8月：会員増強・新クラブ結成推進月間

9月：基本的教育と識字率向上月間、ロータリーの友月間

10月：経済と地域社会の発展月間、米山月間

11月：ロータリー財団月間

12月：疾病予防と治療月間

1月：職業奉仕月間

2月：平和と紛争予防／紛争解決月間

3月：水と衛生月間

4月：母子の健康月間

5月：青少年奉仕月間

6月：ロータリー親睦活動月間

②ロータリー特別週間 (Special Weeks in Rotary) >

*ロータリー学友参加推進週間 (10月7日を含む1週間)

*世界インターアクト週間 (11月5日を含む1週間)

*世界理解と平和週間 (2月23日(ロータリー創立日)～3月1日)

*世界ローターアクト週間 (3月13日を含む1週間)

③ロータリー創立記念日：世界理解と平和の日 (2月23日)

●標準ロータリークラブ定款と推奨ロータリークラブ細則の検討

「標準ロータリークラブ定款」は、全世界のロータリークラブの基本的なルールを定めたもので、全てのクラブが採用しなくてはなりません。一方、「推奨ロータリークラブ細則」は、ロータリーの現行の方針が盛り込まれたクラブ管理運営の追加的な指針です。こちらは、クラブ独自の文化や慣習を反映させて修正した上で、正式なクラブ細則として採択が必要です。

「標準ロータリークラブ定款」は規定審議会の決定によって3年毎に改定されるので、それに応じてクラブ細則を見直し、必要に応じて改正すべきです。但し、クラブ細則の改正については、R I 理事会が採択・提示した「推奨ロータリークラブ細則」を参考にしながら、標準ロータリークラブ定款、国際ロータリーの定款と細則、ロータリー章典の規定に矛盾しない範囲で検討・改正・採択する必要があります。

クラブ細則を改正するには、会員の票決が必要です。この票決を行う例会の少なくとも10日前までに改正案を会員に通知し、当日は票決に必要な定足数(推奨ロータリークラブ細則では3分の1以上ですが、定足数の変更も可能です)を超える正会員が出席していることが必要です。また、可決には、出席している会員の3分の2以上の賛成票が必要です。

(2013年10月 R I 理事会決定31号<一部改編>)

(クラブを成功に導くリーダーシップ(会長編)2019-22<抜粋・一部改編>)

◎「標準ロータリークラブ定款」の規定変更/追加が、クラブ細則で許可されている項目

- ①標準ロータリークラブ定款第7条【会合】第1節の「例会規定」→細則「第5条」で変更可能
- ②標準ロータリークラブ定款第8条【会員身分】→細則「第6条」で変更可能
- ③標準ロータリークラブ定款第10条【出席】(出席とみなす条件)→細則「第5条」で変更可能
- ④標準ロータリークラブ定款の第11条第7節「委員会」の種類→細則「第8条第1節」に追加可能
- ⑤標準ロータリークラブ定款の第13条第4節の「終結－欠席」の規定→細則へ新たに追加可能

◎「推奨ロータリークラブ細則」に、新たに記載、変更、追加してもよい項目

- ①細則「第1条【定義】4.定足数」の変更:投票時の定足数の人数を変更する場合
- ②細則「第2条」の理事会構成の変更
 - *役員である会場監督を理事会メンバーに入れる場合
 - *副会長を役員にする場合(副会長を役員にした場合は、自動的に理事会メンバーとなる)
 - *副会長を役員にはしないが、理事会メンバーに入れる場合
 - *会長ノミニーを理事会メンバーに入れる場合
 - *理事の人数を規定する場合(理事を置かないことも可能)

【例】細則 第2条 理事会:本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計(ここに会場監督、副会長を含めることも可能)の役員と(副会長、会長ノミニーおよび)理事〇名で構成される。
- ③細則「第2,3,4条」から副会長の記載を削除:副会長を置かない場合(役員でも理事会メンバーでもない)
- ④細則「第3条第1節」に追加:指名委員会の委員任命手順などを詳述
- ⑤細則「第5条第2節」に記載:例会は毎週(または月に3回・月に2回)〇曜日に開催などの規定
- ⑥細則「第5条」に追加:標準ロータリークラブ定款第10条と異なる出席規定(出席とみなす条件の変更など)
- ⑦細則「第5条」に追加:メイクアップは欠席した例会の前後2週間以内など
(メイクアップの期間を同じ年度とするなら、細則に追加不要)、
- ⑧細則「第6条」に追加:入会金と金額(入会金なしの場合は細則に追加不要)
- ⑨細則「第6条」に記載:クラブ年会費の金額と支払方法(一括・年2回分割・年3回分割で支払いなど)
- ⑩細則「第6条」に追加:親子会員、夫婦会員、法人会員など(但し、正会員扱い)を認める場合
また、この規定による新入会者の入会金や会費を減免する場合
- ⑪細則「第8条第1節」に記載:クラブ内の全ての委員会を列挙
- ⑫細則「第10条」に追加:入会候補者に現会員から異議が出た場合の手続き(例:理事会で決定する、など)
- ⑬細則へ新たに追加:クラブの会員構成として、独自の職業分類を用いる場合(1業種3人まで、など)
- ⑭細則へ新たに追加:標準ロータリークラブ定款第13条第4節の「終結－欠席」の規定を変更する場合

第3部：地区の会合

●地区チーム研修セミナー（District Team Training Seminar）

地区チーム研修セミナーは、地区指導者の各々がガバナーエレクトの考えや方針、人柄などを十分に理解するとともに、地区研修リーダーの指導のもと、自分自身の役割を正しく学び、かつ強く認識した上で、ガバナーエレクトを中心としたチームとしての一体感を共有し、皆で奮起する場にするのが大切です。

<地区チーム研修セミナーの目的>

- * 次期ガバナー補佐および次期地区委員会の委員長、委員が就任に備える。
- * 地区ガバナーエレクトが、地区リーダーシップチームを築いてクラブを支援するよう、チームの意欲を高める機会とする。（2005年11月 RI 理事会決定104号<一部改編>）

<地区チーム研修セミナーの指導者>

- * 地区チーム研修セミナーのプログラム全般の責任者：ガバナーエレクト
- * 地区チーム研修セミナーの計画と実施：地区研修リーダー
（セミナーの指導者チームは、資格を備えたパストガバナーを含むものとする）
（2004年11月 RI 理事会決定59号）

<地区チーム研修セミナーで研修が求められている内容>

- * RIテーマ
- * 地区の管理運営
- * 地区チームの役割と責務
- * 年次計画と長期計画
- * ロータリークラブ・セントラルの理解
- * クラブ・リーダーシップ・プランおよび地区リーダーシップ・プランによるクラブとの協力支援
- * 支援源
- * コミュニケーション
（2015年1月 RI 理事会決定118号）

●会長エレクト研修セミナー（Presidents-elect Training Seminars <PETS>）

会長エレクト研修セミナー（PETS）は、「ロータリーの目的」をクラブとして推進する次期クラブ会長に対し、適切な指導・研修（最低1日半）を通じて、クラブ活性化のために大切な「ロータリー情報」を提供しながら、役割と責務を周知し、期待を伝え、会長年度に向けて大いに奮起してもらうことが大切です。

<PETSの目的>

- * 次期クラブ会長が、次年度の会長となるための準備を整える。
- * 次期クラブ会長が意欲を高め、地区ガバナーエレクトおよび次期ガバナー補佐との協力関係を築く機会とする。（2005年11月 RI 理事会決定104号<一部改編>）

<PETSの指導者>

- * PETSのプログラム全般の責任者：ガバナーエレクト
- * PETSの計画と実施：地区研修リーダー
（PETSの指導者チームは、資格を備えたパストガバナーと地区委員会委員長から成る）
（2015年1月 RI 理事会決定118号）

<PETSで研修が求められている内容>

- * RIテーマ
- * クラブ会長の役割と責務
- * クラブ指導者の選任と準備
- * 目標の設定
- * 年次計画と長期計画
- * クラブの管理運営
- * 会員増強
- * 奉仕プロジェクト
- * ロータリー財団
- * 公共イメージ
- * 支援源
（2015年1月 RI 理事会決定118号）

<ロータリーアクトクラブの参加>

地区は、必要に応じてPETSではロータリーアクトクラブの会長エレクトを、また地区チーム研修セミナーでは地区のロータリーアクト代表を参加させるよう奨励されている。（2018年1月理事会決定103号<一部改編>）

●地区研修・協議会（District Training Assembly）

地区研修・協議会は、「ロータリーの目的」をクラブとして推進する次期クラブ指導者に対し、適切な指導・研修を通じて、クラブ活性化のために大切な「ロータリー情報」を提供しながら、役割と責務を周知し、期待を伝え、チームとして大いに奮起してもらうことが大切です。

（研修・協議会の内容は、あくまで研修と協議です。協議の時間も、十分に確保しましょう。）

<地区研修・協議会の目的>

- * 次期クラブ指導者に、クラブのリーダーシップ・チームを築けるようにする。
- * クラブのリーダーシップ・チームが意欲を高め、地区ガバナーエレクト、次期ガバナー補佐、および次期地区委員会との協力関係を築く機会とする。

（2013年6月 R I 理事会決定 196号<一部改編>）

<地区研修・協議会の指導者>

- * 地区研修・協議会のプログラム全般の責任者：ガバナーエレクト
- * 地区研修・協議会の計画と実施：地区研修リーダー
（各地区委員長は、各々の関連分科会を指導する責任を担う。なお、会長エレクトのための分科会は、適切であればパストガバナーおよびガバナー補佐が起用されるべきである。）

（2013年6月 R I 理事会決定 196号）

<地区研修・協議会で研修が求められている内容>

- * R I テーマ
- * クラブ指導者の役割と責務
- * 方針と手続き
- * 年次計画と長期計画
- * 支援源
- * クラブ指導者の研修、演習（事例研究、問題解決、クラブ・チーム作り、クラブ目標の決定など）

（2015年1月 R I 理事会決定 118号<一部改編>）

<地区研修・協議会における本会議の内容>

地区研修・協議会の目的、次年度の R I テーマと地区目標、地区とクラブの目的・活動など

<地区研修・協議会における分科会の内容>

① クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、会員増強委員会、青少年奉仕委員会、ロータリー情報委員会、公共イメージ推進委員会など

これらの地区委員会の役割は、クラブの効果的な運営や活動を援助することです。分科会参加者は、クラブの各委員会における活動の意義や目標を理解し、クラブでの具体的な活動内容や、そのための効果的な計画や手法を学ぶことが求められます。

② IAC委員会、RAC委員会、RYLA委員会、青少年交換・学友委員会、米山奨学・学友委員会、ロータリー財団委員会など

これらの地区委員会の役割は、R I や地区などの独自のプログラムに各クラブが参加することを奨励し、援助することです。分科会参加者は、各々のプログラムの意義や目標を理解し、それらの活動の計画や内容を学び、できる限りプログラムに参加することが求められます。

なお、米山奨学・学友小委員会には寄付増進という任務、ロータリー財団委員会には寄付増進とロータリーカード推奨の任務も付随します。

③ 社会奉仕委員会、国際奉仕委員会

上記①②の双方に関わる内容が求められます。

<支援源>

ロータリー地域リーダー（→ P14）、My Rotaryにある資料、本研修書、など

＜クラブ活性化のために必要とされる重要項目＞

PETSにしても、地区研修・協議会にしても、また他の各種研修セミナーにしても、その目的はクラブ活性化です。したがって、研修を受ける側も実施する側も、クラブ活性化のために必要とされる以下の重要項目を銘記しておくことが大切です。

- ①ロータリーの目的 ②会員増強 ③奉仕プロジェクト ④リーダー育成
- ⑤クラブの公共イメージ推進 ⑥クラブ運営(特に例会運営) ⑦ロータリーの親睦
- ⑧米山奨学会支援 ⑨ロータリー財団支援

●地区大会

＜地区大会の目的＞

地区大会の共通目的は、地区内のすべてのロータリアンが一堂に会することで、ロータリアンがロータリーへの関与と理解を深めることにある。
(2015年1月 R I 理事会決定 118号)

＜地区大会の要件＞

- ① R I 会長代理に、2つの主要講演を行う機会を用意する。そのうち1回は、最多数の出席者がいるセッションでの20～25分間の講演とし、またこの他に、会長代理には大会の終わりにホスト地区に感謝の意を表する挨拶を述べる機会が与えられるべきである。
- ② R I 細則第15.060.4.項に規定されている通り、地区の会合で前ロータリー年度の年次地区財務表および財務報告書が未だ採択されていない場合は、これについて討議し、採択する。
- ③ 地区研修協・協議会あるいは地区が開催する会長エレクト研修セミナーで人頭賦課金が承認されていない場合は、地区大会でこれを承認する。
- ④ 適切であれば、R I 理事の指名委員会委員を選任する。
- ⑤ 地区が指名委員会の手続きを行わないことを選択した場合、規定審議会の2年前のロータリー年度に、地区の審議会代表議員を選出する。
(2016年9月 R I 理事会決定28号)

＜地区大会におけるガバナーの役割と責務＞

- ① 地区大会の立案、組織、実施の責任者となる。
- ② 理事会の推奨する指針に沿って、総合的かつ均衡のとれたプログラムを立案する。
- ③ R I 会長代理夫妻には、RI会長にふさわしい歓待と礼儀をもって接する。
- ④ 地区大会のプログラムと活動に、地区内の全クラブが最大限に参加するように努める。
- ⑤ 地区大会中ならびにその前後に、綿密に計画された公共イメージ活動(報道機関を含む)を実施することによって、地元地域の関与を促す。
- ⑥ 地元地域を代表する人々に、大会プログラムへ参加してもらう。
- ⑦ すべての新クラブの会員全員が地区大会に出席するよう、特に力を注ぐ。
- ⑧ R I 会長代理のエイドを任命する。
(2015年1月 R I 理事会決定118号＜一部改編＞)

＜地区大会委員会＞

- 目的：ガバナーの指示の下、地区大会において最善のプログラムを組み、出席者数が最多となるよう計画、推進し、必要な手配を行うものとする。

●任務および責務

- a) 地区大会の会場を選び、すべての関連する手配の調整にあたる。
- b) 出席者が最多となるよう、地区大会の財務の調整にあたる。
- c) 地区内の全クラブの会員、特に新しいロータリアン、地区内の新クラブの全会員、およびロータリーファミリー代表者の出席を推進する。さらに、報道機関、地域社会のリーダー、ロータリープログラムの受益者など、外部の人々にも地区大会への参加を推進する。
- d) 地区研修リーダーと協力し、地区指導者育成セミナーをはじめ、意欲を起こさせ、参考になるプログラムを提供する。
(2018年1月 R I 理事会決定 73号＜一部改編＞)

＜R I 会長代理の資格と選出＞

R I 会長代理は大会において、意気を高揚させ、意欲を起こさせ、ためになる講演を行うことにより、R I 会長の代理を務める。代理の選出において、R I 会長は任命にあたって対象者の人前での話し方、社会的技能、必要となる外国語の能力、過去の実績を考慮し、任命の費用効果を検討するべきである。R I 会長は代理に対して、大会まで余裕を持って情報資料を提供するべきである。

(2015年1月 R I 理事会決定118号＜一部改編＞)

＜地区大会におけるR I 会長代理の役割＞

R I 会長代理は、可能な限り以下の任務を遂行する。その場合、R I の最高役員に相応しい品格と礼儀をもって行動するべきである。

- ①できるだけ多くのロータリアンならびに配偶者と挨拶を交わす。
- ②公式の講演をはじめ、大会に全面的に参加しながら、地区大会参加者を啓発し、意欲を喚起する。
- ③R I 会長、年次テーマ、次年度のテーマへの継続に関する情報を提示する。
- ④会員の入会と参加促進の重要性を強調する。
- ⑤ロータリー財団のプログラムおよび発展を推進する。
- ⑥今後の責務のために、ガバナー、ガバナーエレクト、他のロータリアン参加者について評価を行う
- ⑦今後の任命の対象として考慮されるべき、出席しているパストガバナーについて評価を行う。
- ⑧可能なら、地区大会の前後にロータリークラブおよびロータリー奉仕プロジェクト実施地を訪問する。
- ⑨予定されている地区大会のすべての会合に出席する。
- ⑩地区の論争に関与しないようにする。
- ⑪地区大会後、速やかに大会報告書に記入し、R I 会長に提出すべきである。

(2001年11月 R I 理事会決定45号)

(2015年1月 R I 理事会決定118号)

＜地区大会におけるR I 会長代理の配偶者の役割＞

R I 会長代理の配偶者には、会長代理が責務を果たすのを支えるという役割に加え、ロータリーの理想とプログラムを推進する責務がある。配偶者の会合、社交行事、本会議などの大会活動への参加が義務づけられている。

(2003年2月 R I 理事会決定275号)

＜R I 会長代理の経費＞

地区大会に出席するR I 会長代理夫妻の旅費は、国際ロータリーによって支払われる。但し、地区大会出席期間中のR I 会長代理夫妻の宿泊代および大会経費は、地区大会が負担するものとする。

(2015年1月 R I 理事会決定118号＜一部改編＞)

●ロータリーの席次

ロータリーの公式行事で、以下の席次に従ってロータリアンを紹介する場合は配偶者も含まれる。二つ以上の役職または前職を保持している場合は、現職または前職の高い方の役職の席次とする。

- R I 会長(またはR I 会長代理) > 元R I 会長(前任順) > R I 会長エレクト > R I 会長ノミニー
 > R I 副会長 > R I 財務長 > R I 理事 > 執行委員会委員長 > その他のR I 理事 > R I 管理委員長
 > R I 管理委員長エレクト > R I 副管理委員長 > その他のR I 管理委員 > R I 事務総長
 > 元R I 理事(前任順) > R I 理事エレクト > 元R I 管理委員(前任順) > R I 次期管理委員
 > R I 理事ノミニー > 元R I 事務総長(前任順) > R I B I の会長、直前会長、副会長、名誉会計
 > 地区ガバナー > パストガバナー(前任順) > ロータリーコーディネーター、ロータリー公共イメージ
 コーディネーター、ロータリー財団地域コーディネーター、恒久基金/大口寄付アドバイザー
 > 地区ガバナーエレクト > 地区ガバナーノミニー > ガバナー補佐 > 地区幹事/会計
 > 地区委員会委員 > クラブ会長 > クラブ会長エレクト

(2014年10月 R I 理事会決定38号)

第4部：地区の委員会

●地区委員会の任務

<地区委員会の任務>

地区の各委員会は、豊かな知識と経験、そして熱意を持つ地区内ロータリークラブまたはローターアクトクラブに所属している瑕疵なき会員によって構成され、地区内のクラブに発展と活気をもたらす上で重要な任務を担います。

その任務とは、R I テーマを念頭に、ガバナーの「地区目標と委員会運営方針」に沿って、ガバナー補佐の助言を得ながら、各々が担当する分野においてクラブを支援し、地区委員会のメッセージを各クラブのロータリアンに浸透させることです。

それにより、個々のロータリークラブが「ロータリーの目的」を推進し、活気溢れる年度となって発展することができるのです。具体的には、以下の通り。

- ①ガバナーの方針とガバナー補佐の助言に沿って、ガバナー、ガバナーエレクト、直前ガバナー、委員会カウンセラー、他の委員会とも協力しながら、地区目標の達成に向けた計画を立て、実行する。
- ②クラブ指導者(委員長)に、指針と具体的な支援を地区研修・協議会などで提供し、密に協力する。
- ③積極的にクラブを訪問して例会で卓話を行い、R I、地区、クラブ会員間の情報の橋渡し役となる。
- ④ガバナーに対して、定期的に地区委員会の活動状況を報告する。
- ⑤ロータリー地域リーダーと協力する。
- ⑥地区委員長は、地区の各種研修セミナーと地区大会について周知を図るとともに、自らも参加する。
- ⑦地区委員長は、ガバナーエレクト、ガバナー、直前ガバナーは、リーダーシップの継続性と引継ぎ計画が確実に行われるように協力する。

(2019年1月 R I 理事会決定 163号<抜粋、一部改編>)

(地区を成功に導くリーダーシップ(委員会編)2016-18<一部改編>)

***地区委員会の活動は、クラブを支援する方法によって、次の3つのタイプに分けられる。**

①クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、会員増強委員会、青少年奉仕委員会、ロータリー情報委員会、公共イメージ推進委員会

これらの地区委員会の特徴は、クラブ自体の効果的な運営や活動を支援することです。したがって、クラブの各委員会における活動の意義や目標を明示し、クラブでの具体的な活動内容や、そのための効果的な計画・手法などを説明したり、例示したりすることが重要です。その主たる説明の場は、地区研修・協議会、地区セミナー、例会卓話、ガバナー月信原稿です。

②IAC委員会、RAC委員会、RYLA委員会、青少年交換・学友委員会、米山奨学・学友委員会、ロータリー財団委員会

これらの地区委員会の特徴は、各クラブがR I、ロータリー財団、地区などのプログラムに参加するよう奨励し、支援することです。したがって、各々のプログラムの意義や目標を明示し、具体的な活動内容を説明した上で、各クラブに参加してもらい、かつプログラム遂行を援助することが重要です。その主たる説明の場は、地区研修・協議会、地区セミナー、例会卓話、ガバナー月信原稿です。なお、米山奨学・学友小委員会には寄付増進という任務、ロータリー財団委員会には寄付増進とロータリーカード推奨の任務も付随します。

③社会奉仕委員会、国際奉仕委員会

これらの地区委員会の特徴は、上記①②の双方の側面があります。

<ロータリー地域リーダー>

第1部：ロータリーの基礎知識「ロータリー地域リーダー」の項目を参照

●地区委員会の具体的活動（各委員会共通）

1. 地区研修・協議会における分科会の企画運営

地区研修・協議会は、次年度の方針や予定を発表するための報告会ではなく、あくまで研修と協議の場です。具体的には、「地区研修・協議会における分科会の内容」の項目を参照。

2. 地区委員会へ企画運営が要請されているセミナー

- ①ロータリー財団セミナー
- ②補助金管理セミナー(2800 地区では、PETSの2日目に開催される場合が多い)
- ③会員増強セミナー(2800 地区では、地区研修・協議会の分科会として開催される場合が多い)
- ④クラブリーダー・新入会員研修セミナー(地区クラブ奉仕委員会が主催)
- ⑤米山奨学・学友セミナー
- ⑥その他:委員長が必要と判断し、ガバナーと協議した上で開催の了解が得られたセミナー

*セミナーの日程や内容については、ガバナーと事前協議の上、「セミナー開催計画書」と「案内状の骨子」を開催2ヵ月前までにG事務所へFAXまたはメールで提出し、地区幹事の承認を得る。案内状の各クラブへの送付は、G事務所が行う。

*セミナーは、原則として公共施設を利用し、半日(土曜または日曜)の開催。登録費は通常2000円。スタッフ昼食代は1000円程度で、参加者用のお茶等を準備(支払いはG事務所(会場使用料を含む))。

- セミナー主催者：ガバナー
- セミナーの招集者：ガバナー、地区委員会のカウンセラーPGおよび委員長の3人連名
- セミナーの企画運営：地区委員会（カウンセラーPG、委員長、委員）
- セミナーの所感（省略可）：地区委員会のカウンセラーPGまたは委員長
- セミナーの総括と点鐘：ガバナー(欠席の場合は、地区委員会のカウンセラーPGまたは委員長)

これまで2800地区では、上記の地区セミナーの企画運営に地区研修リーダーは関与していません。他地区とは違い、あくまで地区委員会が企画運営するというのが慣例になっています。

しばしば、セミナーの終盤で、ガバナーに「講評」が求められることがありますが、これは正しいとは言えません。自分が主催したものを、自分で講評しては笑われます。あくまで（「講評」ではなく）「総括」として、最後にガバナーが話をするというのが本来でしょう。なお、「総括」の前に、企画運営者である地区委員会のカウンセラーPGまたは委員長が「所感」を述べることは問題ありません。いずれにしても、参加者から「来てよかった、ためになった」と評価されるよう、充実した企画運営が必要です。

3. 各クラブを訪問しての例会卓話、ガバナー月信への記事掲載

例会卓話や月信掲載記事の内容については、委員会の会合で十分に検討する。

(実施したセミナーについては、月信に報告記事を載せる。その場合、参加しなかった人たちにも、セミナーで参加者が学んだ内容が概ね分かるように書くことが必要)

4. 地区委員会の会合

委員会で会合を行う場合は、地区幹事の下承を得て、原則としてガバナー事務所を使用する。

5. その他

青少年交換・学友委員会と米山奨学・学友委員会は、委員会やプログラム等の日程や予算を含めた年間計画書を、ガバナーエレクト(GE事務所)へPETS開催前に提出する。

(PETSでは、次年度地区予算案が審議されます。したがって、次年度予算案作成に関係する上記の年間計画書については、次年度地区資金委員長とGEの承認、PETS資料掲載が必要です。)

●地区委員会の具体的活動 1. クラブ奉仕委員会

1. 地区研修・協議会で企画運営する担当分科会の内容を事前に十分討議し、実施する。

具体的には、以下の内容等を参考に委員会で調査・討議し、地区研修・協議会の分科会の資料に掲載して、説明する。(→ 私たちは、調査し、討議した結果、こう考えている)

- ① クラブ奉仕の意義とは？ クラブ奉仕委員会の目標とは？
- ② 楽しく、ためになる例会とは？
- ③ 例会来訪者への具体的な対応(もてなし)について
- ④ 会員スピーチの大切さ(効用)と工夫について
- ⑤ ゲストスピーチの大切さ(効用)と工夫について
 - ・他クラブ会員、地区委員会の委員の活用
 - ・会員候補者の例会招待
- ⑥ ロータリー情報例会、ロータリー財団例会、ロータリー特別月間例会などの在り方について
- ⑦ フォーラムの在り方と効用について
- ⑧ 家族同伴例会、夫婦同伴例会の具体例
- ⑨ ロータリアンや外部の例会講演者(卓話等)の費用
- ⑩ 例会出席率の計算方法、メイクアップの仕方と効用について、他

2. 各クラブからの例会卓話の依頼に積極的に応じるとともに、どのような話をするかを委員会で討議して決めておく。

3. 「クラブリーダー・新入会員(入会3年未満)研修セミナー」の企画運営

上記1～3のための参考資料は、本研修書、My ROTARY、ロータリー文庫などをはじめ、ネット上にも沢山あります。「ロータリーの友」誌やロータリー啓発書なども、参考にしてください。

<参考>

- 有意義で充実した例会
- クラブの例会プログラムとしての「フォーラム」
- 例会における重要事項
- クラブのプログラム
- 出席規定
- 出席規定の適応免除
- 出席率
- 例会出席率の計算方法
- クラブと政治活動
- 事業利益誘導の禁止
- クラブの会員身分と会費の減免

これらについては、第2部：クラブの運営「クラブ例会」の項目を参照

<クラブ例会の知識>

国際ロータリー第2800地区HP:ロータリーを学ぶ(<http://wwwml.rid2800.jp/manabi.sht>)の“ロータリアンに知っておいて欲しい「例会のこと」”を参照

<機能しているクラブとは？>

第2部：クラブの運営「クラブ会長の任務」の項目を参照

<活動に関するクラブの自治性>

第1部：ロータリーの基礎知識「国際ロータリー(RI)の定義と目的」の項目を参照

●地区委員会の具体的活動 2. ロータリー情報委員会

1. 地区研修・協議会で企画運営する担当分科会の内容を事前に十分討議し、実施する。

具体的には、以下の内容等を参考に委員会で調査・討議し、地区研修・協議会の分科会の資料に掲載して、説明する。(→ 私たちは、調査し、討議した結果、こう考えている)

- *「ロータリーの目的」、「ロータリアンの木」、「ロータリーの標語」、「決議 23-34」などの解説
- *「ロータリーにおける社会奉仕の意味 ～1926 年以前と 1927 年以降の違い～」の解説
- * Guy Gundaker の「ロータリーに対する考え方」の解説
- *「R I の定義と目的」および「地区の組織と活動の目的」の周知と解説
- *「ロータリーの中核的価値観(Core Values)」の周知と解説
- *ガバナー、地区、地区委員会、クラブ、クラブ会長、クラブ幹事、クラブ・リーダー等の任務の周知
- *My ROTARY、ロータリークラブ・セントラル、ロータリー賞の周知と解説 (→ P27 参照)
- *国際ロータリー日本事務局の活用の仕方 (→ P27 参照)
- *規定審議会および決議審議会の結果についての報告と解説 (→ P27 参照)
- *標準ロータリークラブ定款と推奨ロータリークラブ細則への対応 (→ P39 参照)

2. 各クラブからの例会卓話の依頼に積極的に応じるとともに、どのような話をするかを委員会で討議して決めておく。

3. クラブにおけるロータリー情報例会の推進

<参考>

- *本冊子 (上記1. の各項目の内容については、本冊子の第1部、第2部に概ね掲載されています)
- *国際ロータリー第 2800 地区HP:ロータリーを学ぶ (<http://www.rid2800.jp/manabi.shtml>)
- *ロータリー情報講座: 杉田博 (<https://vimeo.com/131460116?lite=1>)
- *ロータリーの基本 (<http://www.rid2840.jp/honda/documents/foundationsofrotary.pdf>)
- *ロータリー文庫 (<http://www.rotary-bunko.gr.jp/>)

<My ROTARYの活用>

第2部：クラブの運営「My ROTARYの活用」の項目を参照

<ロータリー賞>

第2部：クラブの運営「My ROTARYの活用」の項目を参照

<ロータリーの賞・表彰>

第2部：クラブの運営「My ROTARYの活用」の項目を参照

<国際ロータリー日本事務局>

第2部：クラブの運営「My ROTARYの活用」の項目を参照

<規定審議会及び決議審議会>

第2部：クラブの運営「審議会」の項目を参照

<標準ロータリークラブ定款と推奨ロータリークラブ細則への対応>

第2部：クラブの運営「標準ロータリークラブ定款と推奨ロータリークラブ細則の検討」の項目を参照

●地区委員会の具体的活動 3. 会員増強委員会

1. 目標

*各クラブの会員増強策の特定、推進、実施

→ “(真の) ロータリアン” になれそうな人に入会してもらう！

*地区内のクラブ拡大（新しいクラブ結成）に向けた計画と実行

(2017年6月 R I 理事会決定181号<一部改編>)

2. 地区研修・協議会で企画運営する担当分科会の内容を事前に十分討議し、実施する。

具体的には、以下の内容等を参考に委員会で調査・討議し、地区研修・協議会の分科会の資料に掲載して、説明する。(→ 私たちは、調査し、討議した結果、こう考えている)

① 会員増強の必要性と具体策

② ロータリー入会資格の周知

*社会奉仕団体等の指導者、退職者、移籍ロータリアンなど、最新の

ロータリー入会資格規定および職業分類による入会制限撤廃の周知

(但し、あくまで周知までとし、実際の対応については各クラブの細則による)

③ ロータリー入会予定者への配慮

*入会前の(魅力的な)例会や I Mへの招待の奨励

*魅力的な入会案内・説明書などの具体例を調査・提案

④ 入会3年未満の会員への配慮(退会防止の具体策)

*例会時の効果的な対応や配慮について調査し、具体的に提案

*ロータリーを理解し、好きになってもらうための工夫を調査し、具体的に提案

(例:フォーラム開催(話し合いに参加)、地区セミナー参加、メイクアップへの同伴)

⑤ 会員増強表彰プログラムの種類と手続きについての周知および奨励

3. 各クラブからの例会卓話の依頼に積極的に応じるとともに、どのような話をするかを委員会で討議して決めておく。

4. 「会員増強セミナー」の企画運営が要請されている。

ガバナーおよび地区研修リーダーと相談の上、地区会員増強セミナーを立案、推進、実施する。

セミナーの指導者チームは、資格を備えた元ガバナーおよび(または)会員増強活動で積極的に

活躍しているロータリアンから構成される。また、ロータリーコーディネーターを含めることも検討する。

(2017年6月 R I 理事会決定 181号<一部改編>)

<地区会員増強セミナーで研修が求められている内容>

- ・会員増強の概観
- ・参加促進
- ・入会促進
- ・新クラブ結成推進
- ・会員の役割と責務
- ・活気あるロータリークラブ
- ・クラブ試験的プロジェクト
- ・リソース(ロータリークラブ・セントラル、ロータリーコーディネーター、他)

(2015年1月 R I 理事会決定 118号)

<地区会員増強セミナーの開催時期>

地区会員増強セミナーは、毎年、地区研修・協議会の・後に開くべきである。地区研修・協議会など、他のロータリー研修の会合と同時に実施する場合は、会合の招集者の承認が必要となる。

(2007年11月 R I 理事会決定113号<一部改編>)

<職業分類で留意すべきこと>

第2部：クラブの運営「会員増強」の項目を参照

<地区の規模>

第1部：ロータリーの基礎知識「地区の定義と目的」の項目を参照

●地区委員会の具体的活動 4. 公共イメージ推進委員会

1. 公共イメージ推進委員会の役割

- *ロータリーを一般市民に広め、ロータリーのプログラムへの理解、評価、支援を推進する。
- *ロータリーにとって、一般社会に向けての効果的な広報活動や好ましいイメージは望ましく不可欠な目標であることを、ロータリアンに広く認識してもらうよう推進する。
- *クラブ公共イメージの重要性について、個々のクラブに話す機会を得るよう努める。
- *ロータリー公共イメージコーディネーターと連携する。

(2015年1月RI理事会決定118号)

<参考>

ロータリークラブは、クラブが立派に遂行した有益な事業は正しい広報を行うべきである。

(1923年：決議23-34第6のc)

2. 地区研修・協議会で企画運営する担当分科会の内容を事前に十分討議し、実施する。

3. 各クラブからの例会卓話の依頼に積極的に応じるとともに、どのような話をするかを委員会で討議して決めておく。

4. 推奨される年間活動

- *地区のホームページの内容を紹介し、活用を奨励する。
- *地区のFacebookを作成し、地区の各種行事についての広報に努めるとともに、会員からの投稿を奨励する。
- *各クラブがホームページやFacebookを作成し、活動内容を情報発信するように奨励する。
- *各クラブ、IAC、RAC等の活動が、新聞、テレビ、市報や町報、タウン誌、ロータリーの友、Facebookなどで情報発信されるように支援・奨励する。
- *「ロータリーの友」誌を、職場や家庭や公共図書館に置き、皆に読んでもらう運動を奨励する。
- *「ロータリーの友」誌への記事掲載を各クラブへ奨励する。→投稿フォームの紹介
- *「ロータリーの友」ホームページ(<http://rotary-no-tomo.jp/index.php>)の活用推進
- *ロータリーの広報誌の紹介と活用推進

●地区委員会の具体的活動 5. 職業奉仕委員会

1. 地区研修・協議会で企画運営する担当分科会の内容を事前に十分討議し、実施する。

具体的には、以下の内容等を参考に委員会で調査・討議し、地区研修・協議会の分科会の資料に掲載して、説明する。(→私たちは、調査し、討議した結果、こう考えている)

- ① 職業奉仕とは何か？
 - ② 「職業奉仕に対する考え方」＝「職業奉仕の森」としての理解
 - ③ 四つのテストの歴史的背景と意義の周知と解説
 - ④ 「職業奉仕の声明」(2014年版)の周知と解説
 - ⑤ 「ロータリアンの行動規範」(Rotarian Code of Conduct:2019年1月版)の周知
 - ⑥ ロータリーにおける「利益」の意味(Guy GundakerとArthur F Sheldonの違い)
 - ⑦ 会員による例会卓話、職業奉仕フォーラム(90分)における効果的なテーマの具体例
 - ⑧ クラブとして実施する職業奉仕プロジェクトの具体例
- (→第1部:ロータリーの基礎知識「ロータリーとは?」⑥職業奉仕の森」の項目を参照)
(→第2部:クラブの運営「奉仕プロジェクト」の項目を参照)

2. 各クラブからの例会卓話の依頼に積極的に応じるとともに、どのような話をするかを委員会で討議して決めておく。

＜職業奉仕における強調事項＞

「四つのテスト」と「ロータリアンの行動規範」の関係、さらにこれらのロータリアンの価値における重要性を強調する。
(2012年1月RI理事会決定158号＜一部改編＞)

＜クラブにおける職業奉仕事業＞

- * 会員による例会卓話（例：我が職業と人生を語る、我が社の職員教育、我が社の社訓、など）
- * 地区職業奉仕委員による例会卓話
- * 職業奉仕フォーラム（→ 第2部：クラブの運営「クラブの例会」の項目を参照）
- * その他（→ 第4部：クラブの運営「奉仕プロジェクト」の項目を参照）

●地区委員会の具体的活動 6. 青少年奉仕委員会

1. 地区研修・協議会の担当分科会の企画運営や例会卓話などを通して、ロータリアンの青少年奉仕事業に対する理解と周知に努め、協力を求める。
2. 地区におけるRYLA、インターアクト、ローターアクト、青少年交換の各委員会の連携・協力を努める。
3. 地区内外で成果を上げた社会奉仕プロジェクトの具体例の調査・紹介に努め、地区補助金の活用を含めて、各クラブに実践を奨励する。

＜クラブにおける青少年奉仕事業の例（単なる寄付や寄贈が主体ではない事業）＞

第2部：クラブの運営「奉仕プロジェクト」の項目を参照

＜危機管理＞

第1部：ロータリアンの基礎知識「危機管理」の項目を参照

＜青少年の保護＞

第2部：クラブの運営「青少年の保護」の項目を参照

●地区委員会の具体的活動 7. RYLA委員会

1. 地区研修・協議会の担当分科会の企画運営、例会卓話などを通して、RYLAの歴史的背景と意義、内容などについて、ロータリアンの理解と周知に努め、協力を求める。
2. リーダー育成に繋がるRYLAプログラムについて研究調査する。
3. 誰もが感動を共有し合えるRYLAを開催し、各クラブの参加協力（地元の若者、インターアクター、ローターアクター、青少年交換学生、米山奨学生などの参加を含む）を奨励する。また、その事業内容が、新聞、テレビ、市報や町報、タウン誌、ロータリアンの友、Facebookなどで情報発信されるように努める。

＜参考＞

ロータリアン青少年指導者養成(RYLA)プログラムは、地域社会の若者(14歳以上)の指導力および善良な市民としての資質や個人および職業人としての能力を伸ばすことにロータリアンが直接関与できる機会を設ける。地域社会内の異なるニーズと関心に合わせるために、限定された年齢層のグループを対象としてRYLAプログラムの内容および形式をカスタマイズすることができる。

(2017年1月理事会会合、決定87号)

●地区委員会の具体的活動 8. 青少年交換・学友委員会

1. 地区研修・協議会の担当分科会の企画運営、例会卓話などを通して、青少年交換事業の意義と成果、プログラムの内容、ホストファミリーの拡大などについて、ロータリアンの理解と周知に努め、協力を求める。
2. ガバナー月信に、青少年交換学生やROTEXの紹介・活躍などの記事を掲載する。
3. 青少年交換事業の内容が、ガバナー月信、新聞、テレビ、市報や町報、タウン誌、ロータリーの友、Facebookなどで情報発信されるように支援・奨励する。
4. 派遣候補学生の「ロータリーの親善大使」としての十分な理解と覚悟の涵養に努める。
5. 派遣候補学生、派遣学生、受け入れ学生およびそれらの家族への働きかけ
 - *クラブや地区活動の参加を推進する。(クラブ例会、IM、奉仕プロジェクト、地区大会等)
 - *ロータリーの友や月信を読むように奨励する。(ホームページなどを活用)
6. 青少年交換学友(ROTEX)への働きかけ
 - *ロータリーのウェブサイト「My ROTARY」でアカウント登録するように奨励する。
 - *クラブや地区活動の参加を推進する。(クラブ例会、IM、奉仕プロジェクト、地区大会等)
 - *ロータリーの友や月信を読むように奨励する。(ホームページなどを活用)
 - *ROTEXの名簿を整備する。
7. 委員会やプログラム等の予算や日程を含めた年間計画書を、GE事務所へ提出する。
(次期地区資金委員長とガバナーエレクトの承認を得た後、PETS資料に掲載)

＜ロータリー青少年交換プログラム＞

ロータリー青少年交換プログラムは、海外の人々と交流し、外国での生活を通じて異文化を体験する機会を青少年に提供する。異文化出身の学生との幅広く親密な交流を通じて、受入クラブ、ホストファミリー、そして地域社会が豊かになる。このプログラムは、青少年の国際理解と親善の精神を育むものである。

こうした方針は、クラブと地区が青少年交換活動を効果的に責任をもって実施できるよう援助し、特に記載がない限り、長期および短期の交換に関係する。

クラブまたは地区は、これらの方針と相反しない別の規定も採用できる。地区は、これらの方針に特記された一部の責務を、ある役職から別の役職へ割り当て変更することができる。

(2017年1月理事会決定87号＜一部改編＞)

＜地区青少年交換の財務＞

地区青少年交換活動の資金は他の地区資金と区別して保持するものとし、地区青少年交換委員長および地区財務委員会の委員もしくはその代理人を署名人とするものとする。

地区青少年交換委員会は予算を作成し、ガバナーおよび地区財務委員会に提出して承認を受けるものとする。地区青少年交換委員会および地区財務長は、半年に一度、青少年交換に関する財務報告書を作成し、地区ガバナーに提出するものとする。

(2017年1月理事会決定87号)

＜危機管理＞

第1部：ロータリーの基礎知識「危機管理」の項目を参照

＜青少年と接する際の行動規範に関する声明＞

第2部：クラブの運営「青少年の保護」の項目を参照

＜青少年(未成年)の旅行および宿泊＞

第2部：クラブの運営「青少年の保護」の項目を参照

●地区委員会の具体的活動 9. インターアクト（IAC）委員会

1. 地区研修・協議会の担当分科会の企画運営、例会卓話などを通して、IACの意義や内容について、ロータリアンの理解と周知に努め、協力を求める。
2. 地区内の各IACの活動内容が、ガバナー月信、新聞、テレビ、市報や町報、タウン誌、ロータリーの友、Facebookなどで情報発信されるように支援・奨励する。
3. IAC会員への働きかけ
 - * 提唱クラブと協力し、IACの目的や活動など、IAC定款細則の理解と運用について指導する。
 - * ローターアクトクラブ(RAC)との交流を推進する。
 - * クラブや地区活動への参加を推進する。(クラブ例会、IM、奉仕プロジェクト、地区大会)
 - * ロータリーの友やガバナー月信を読むように奨励する。(ホームページなどを活用)
 - * IACロータリー賞を達成できるよう、支援する。
4. IAC年次大会や研修の充実に向けて、支援する。

＜参考＞

インターアクトクラブは、ロータリークラブの提唱の下、12歳から18歳までの青少年により構成される組織体である。その目的は、奉仕、国際理解、指導力育成に寄与する世界的な友好の精神の中で、共に活動する機会を提供することである。

ロータリークラブは三つまで共同で提唱クラブとなることができるが、ガバナーの承認があれば三つを超えるクラブが共同で提唱できる。 (2019年4月理事会決定157号＜一部改編＞)

＜インターアクトの目的＞

学生と青少年が、社会奉仕と国際奉仕を通じて行動し、新しい文化を発見し、世界市民として国際理解を推進し、学校と地域社会におけるリーダーとなるためのスキルを養い、地元と海外に友人を作り、「超我の奉仕」の重要性を認識しつつ、楽しむこと。 (標準インターアクトクラブ定款:第2条)

●地区委員会の具体的活動 10. ローターアクト（RAC）委員会

1. 地区研修・協議会の担当分科会の企画運営、例会卓話などを通して、RACの意義や内容について、ロータリアンの理解と周知に努め、協力を求める。
2. 地区内の各RACの活動内容が、ガバナー月信、新聞、テレビ、市報や町報、タウン誌、ロータリーの友、Facebookなどで情報発信されるように支援・奨励する。
3. RAC会員への働きかけ
 - * RIの会員としての自覚と責任感を持てるように、支援する。
 - * 提唱クラブと協力し、RACの目的や活動など、RAC定款細則の理解と運用について指導する。
 - * インターアクトクラブ(IAC)との交流を推進する。
 - * クラブや地区活動への参加を推進する。(クラブ例会、IM、奉仕プロジェクト、地区大会)
 - * ロータリーの友やガバナー月信を読むように奨励する。(ホームページなどを活用)
 - * RACロータリー賞を達成できるよう、支援する。
 - * RYLAプログラムに参加させ、運営に協力してもらえるよう、推奨・支援する。
4. RYLAプログラムの運営に協力する。
5. RAC年次大会の充実に向けて、支援する。

＜ローターアクトクラブの現状（2020年2月15日現在）＞

ローターアクトクラブ(RAC)を正式に国際ロータリーの加盟クラブとすることを決定した2019年規定審議会後、R I 会長は、RACの新たな立場を反映する方針と、ローターアクターが開放性、革新性、柔軟性を体験できるようにする方法を話し合う「Elevate Rotaract Task Force（ローターアクト地位向上タスクフォース）」を任命しました。これらの決定は、RACの現在の傾向を反映し、RACをロータリークラブと並行して加盟クラブとし(独自性、クラブ文化、会員の特典などは異なる)、より大きな柔軟性、革新性、多様性を奨励するものです。

①これらの変更事項は、すぐに実施されますか？

「ロータリー章典」への変更事項は、2020年7月1日から有効となります。これにより、変更事項についてクラブと地区で確認し、話し合う時間を持つことができます。変更事項の実施には時間を要するため、計画的に変更事項を徐々に取り入れていくこと、すべての地区委員会にローターアクターを加えることなどが奨励されています。

②変更事項を、事前に確認することはできますか？

My Rotary で、改定された方針を確認することができます。変更事項についてクラブや地区のリーダーと話し合しましょう。質問があれば、rotaract@rotary.org にお問い合わせください。

③RACの定款と細則は、いつ改定しなければなりませんか？

2020年7月1日から有効となる「標準ローターアクトクラブ定款」、「推奨ローターアクトクラブ細則」は、既にMy Rotary で公開されています(2020年2月現在は英語版のみ)。これらは、2020年7月1日以降、活動中の全RACに自動的に適用されますが、ニーズに合わせて「推奨ローターアクトクラブ細則」をカスタマイズすることも奨励されています。

④RACのスポンサークラブ(提唱クラブ)は、どうなりますか？

2020年7月1日以降、一つまたは複数のロータリークラブが、あるいはRACが新たにRACを提唱できるようになります。また、スポンサークラブなしでRACを設立することも可能になります。特に地域社会を基盤とするRACは、大学を基盤とするRACのスポンサークラブとなることが奨励されます。

⑤これらの変更事項は、ロータリークラブとRACの関わりに影響をもたらしますか？

ロータリークラブは、今後もRACを提唱し、ローターアクトと手を結び奉仕プロジェクトを計画すること、協力と指導を通じてリーダーシップ育成と職能開発の面でローターアクターを支援していくこと、適時にロータリークラブへの入会をローターアクターに呼びかけていくことなどが求められています。なお、ローターアクターは、RAC会員であってもロータリークラブに入会することが可能です。

⑥RACの会員年齢の上限がなくなりましたが、その上限を規定することは可能ですか？

RACは今後も、若年層の社会人を対象とします(18歳以上のすべての若い成人: young adult)。ローターアクトの会員年齢の上限は取り除かれましたが、退会時期はローターアクター自身が決める柔軟性を提供するものです。なお、RACが会員とスポンサークラブ(該当する場合)から同意を得ていることを条件に、RAC会員の年齢上限をローターアクトクラブ細則で定めることができます。但し、これは義務ではありません。

⑦ローターアクターは、いつからR I 会費(人頭分担金)を支払うのですか？

ローターアクトの年間人頭分担金は、2022年7月1日より、大学を基盤とするローターアクトは5ドル、地域社会を基盤とするローターアクトは8ドルと決定しました。また、2022年7月1日より、新しいRACが支払う50ドルの認定料(加盟料)は廃止されます。

<参考>

ローターアクトクラブは、ロータリークラブ提唱のもと、18歳以上の青年(young adult)により構成される組織体で、R I の加盟クラブである。その目的は、青年が個々の能力の開発に当たって役立つ知識や技能を修得し、各々の地域社会における物質的あるいは社会的なニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々の間により良い信頼関係を推進する機会を提供することにある。

ロータリークラブは三つまで共同で提唱クラブとなることができるが、ガバナーの承認があれば三つを超えるクラブが共同で提唱できる。なお、人頭分担金は会員本人が支払う。(→ P4参照)

(2018年1月理事会決定103号<一部改編>)

<ローターアクトの目的>

学生と若い職業人が、地元と海外における課題への持続可能な解決を生み出す社会奉仕と国際奉仕を通じて行動し、職業的ネットワークを広げ、リーダーとアイデアを交換し、世界各地で末永い友情を培うためにロータリーのグローバルコミュニティと結びつき、地域社会と世界のリーダーとなるためのスキルを養い、地元と海外に友人を作り、「超我の奉仕」の重要性を認識しつつ、楽しむこと。

(2018標準ローターアクトクラブ定款:第2条)

●地区委員会の具体的活動 11. 米山奨学・学友委員会

1. 地区研修・協議会の担当分科会と米山奨学会セミナーの企画運営、および例会卓話などを通して、米山奨学会の理解、寄付推進および奨学生の支援（世話クラブとサブ世話クラブなど）について、ロータリアンの理解と周知に努め、協力を求める。
2. ガバナー月信に、米山奨学生や米山学友の紹介・報告などの記事を掲載する。
3. 米山奨学会の事業の内容が、ガバナー月信、新聞、テレビ、市報や町報、タウン誌、ロータリーの友、Facebookなどで情報発信されるように支援・奨励する。
4. 米山奨学生と米山学友への働きかけ
公益財団法人ロータリー米山記念奨学会「業務委託・覚書」の内容を熟知した上で
* クラブや地区の活動参加を推進する。(クラブ例会、IM、奉仕プロジェクト、地区大会等)
* 世話クラブやカウンセラーとの交流を奨励し、支援する。
* ロータリーの友やガバナー月信を読むように奨励する。(ホームページなどを活用)
5. 米山奨学会への寄付推進
6. 委員会やプログラム等の予算や日程を含めた年間計画書を、GE事務所へ提出する。
(次期地区資金委員長とガバナーエレクトの承認を得た後、PETS資料に掲載)

●地区委員会の具体的活動 12. 社会奉仕委員会

1. 地区研修・協議会の担当分科会の企画運営や例会卓話などを通して、ロータリーにおける社会奉仕事業について、ロータリアンの理解と周知に努め、協力を求める。
2. 地区内外で成果を上げた社会奉仕プロジェクトの具体例の調査・紹介に努め、地区補助金の活用を含めて各クラブに実践を奨励し、成功事例の報告を要請する。
(→ 第2部：クラブの運営「奉仕プロジェクト」の項目を参照)
3. ロータリー地域社会協同隊(RCC)の結成に向けて支援する。
(→ 第2部：クラブの運営「奉仕プロジェクト」の項目を参照)

(2017年6月 R I 理事会決定118号<一部改編>)

●地区委員会の具体的活動 13. 国際奉仕委員会

1. 地区研修・協議会の担当分科会の企画運営や例会卓話などを通して、ロータリーにおける国際奉仕事業について、ロータリアンの理解と周知に努め、協力を求める。
2. 地区内外で成果を上げた国際奉仕プロジェクトの具体例の調査・紹介に努め、グローバル補助金の活用を含めて、各クラブに実践を奨励する。
3. 地区内のクラブに、グローバル補助金の理解と活用を奨励する。
4. 地区として、グローバル補助金の活用を研究・準備・推進する。
5. 地区ロータリー財団委員会、補助金小委員会、社会奉仕委員会、職業奉仕委員会、学友委員会を含む地区全体の他のリーダーと協議し、協力する。さらに、ローターアクト地区代表、ロータリアン行動グループ、ロータリー財団の専門家グループ、グローバル補助金申請の支援に関心を持つその他の専門家とも連携する。
6. ロータリー友情交換（Rotary Friendship Exchange）事業の周知に努め、奨励する。
（→ 第1部：ロータリーの基礎知識「ロータリー友情交換」の項目を参照）

●地区委員会の具体的活動 14. ロータリー財団委員会

1. 地区研修・協議会の担当分科会、補助金管理セミナー、ロータリー財団セミナーなどの企画運営や例会卓話を通して、ロータリー財団事業への理解協力を求める。
 - *ロータリー財団の歴史
 - *ロータリー財団補助金の仕組み
 - *ロータリー財団補助金の申請方法と活動報告書の書き方
 - *地区補助金申請のためのプログラムの具体的例示
 - *グローバル補助金申請のためのプログラムの具体的例示
 - *ポリオ、6つの活動分野、平和フェローシップなどへの理解協力の推進
 - *財団寄付の種類と効用、寄付推進（特に、ポリオプラスの寄付推進）、寄付者の認証
 - *ロータリーカードの意義と活用の仕方
2. 地区補助金を活用した奉仕プログラムの内容が、ガバナー月信、新聞、テレビ、市報や町報、タウン誌、ロータリーの友、Facebookなどで情報発信されるように支援・奨励する。
3. 補助金の適正管理
4. ロータリーカード活用の普及促進
5. 財団学友への働きかけ
 - *ロータリーのウェブサイト「My ROTARY」でアカウント登録するように奨励する。
 - *クラブや地区活動の参加を推進する。（クラブ例会、IM、奉仕プロジェクト、地区大会）
 - *ロータリーの友や月信を読むように奨励する。（ホームページなどを活用）
 - *財団学友の名簿を整備する。
6. 財団寄付の推進